

農民の賃労働者化と農民教育の課題（その5）

神 田 嘉 延

（1983年10月15日 受理）

Conversion of Peasants into Proletariats and the Problem of Peasants Education (part 5.)

Yoshinobu KANDA

目 次

序 章

- 第一節 農民の貧困化と生活学習
- 第二節 農民の賃労働者化と農村住民自治の形成
- 第一章 農民の賃労働者化と安全衛生教育 ——出稼ぎにおける人身事故問題を中心にして——
 - 第一節 出稼ぎの人身事故の原因別類型
 - 第二節 出稼ぎの不安定就労性と人身事故
 - 第三節 健康障害者、高齢者の出稼ぎと人身事故
 - 第四節 安全衛生教育体系と出稼ぎ
(以上 第30巻)
- 第二章 農民の賃労働者化と農村婦人教育
 - 第一節 農民家族と家父長制
 - 第二節 主婦農業化と婦人の役割
 - 第三節 農村誘致工業と農家主婦労働者
 - 第四節 過疎化における農家の生活形態と婦人の役割——鹿児島県川辺郡笠沙町の事例を中心に——
(以上 第31巻)
- 第三章 農業者転職訓練と農民の対応形態
 - 第一節 積極的労働力政策と農業者転職訓練
 - 第二節 農業者転職訓練実施の地域性と稲作生産調整 ——北海道を中心にして——
 - 第三節 農民経営と農業者転職訓練 ——北海道長沼町の事例を中心にして——
 - 第四節 農業者転職訓練とやとわれ兼業
(以上 第32巻)
- 第四章 農家子弟の進路問題と農業後継者
 - 第一節 農家子弟の進路問題
 - 第二節 地域農業と農村の子どもの進路
 - 第三節 地域農業と後継者
(以上 第34巻)
- 第五章 農村生活の都市化にみられる社会教育の課題
 - 第一節 農村消費生活論
 - 第二節 農村の文化・環境整備問題と村づくり ——鹿児島県出水郡野田町の事例を中心に——
 - 第三節 農村生活の都市化と貧困問題
(以上 本巻, 完)

第五章 農村生活の都市化にみられる社会教育の課題

第一節 農村消費生活論

(1) 消費生活における労働者と農民

いわゆる「高度経済成長」以降の農民の賃労働者化は、国家独占資本主義の積極的労働力政策のもとで、土地と離れずにやとわれ兼業によってもたらされた。共同体的な「むら」の生活論理は、一挙に解体せず都市の生活の論理を一面的、奇型的に組み込みながら都市化していった。都市生活がもっていた社会的共同消費手段の発達との対応の関係をもち、農村の共同生活が解体していったのである。「むら」の生活の解体が直接的に地域的共同消費の貧困化と結びついたのである。

農村の共同生活の解体は、労働者の生活の論理と結びついていかなかった。国家独占資本による価値収奪、市場支配に対して、小商品生産による農作物単作化、規模拡大、機械化・施設化等の近代化、個々の産地間、農家ごとの競争によって対応していった。このことによって国独占の価値収奪の格好の場となり奇型的小ブルジョアの競争心が農家生活の論理に一層普及していった。しかし、雇用不安の中で、失業、半失業、社会保障の立ち遅れの状況の中で、「むら」の生活扶助的機能が再編されていることは、注目すべきことである。

農村消費生活の社会化は、社会的共同消費手段ばかりでなく、医療制度、年金制度、生活扶助制度等々の社会保障制度をも含めて生活の社会化の側面を全面的にみていかねばならない。生活の社会化は、私的な消費領域や家事労働が社会化されていく過程としてのみ問題にされるのではなく、社会保障的側面を無視してはならない。とくに、農村の貧困化の状況は、そのことの重要性を求めている。

ところで、消費生活論は労働者、都市の生活によって論じられている場合が多い。

生活環境は、歴史的に大都市の発達によって、形成されてくることを都市計画研究者である吉野正治氏は「生活様式の理論」（光生館出版）の中で、次のようにのべている。

「大きな都市が発達すると、農業社会とは異質の生活が生み出されてくる。その最大の特色は、非自給的な人々、今日でいう消費者層の発生である。生活の人工的環境の本格的な形成がみられるのはこれからである。……農業生活は自然から片時も離れることはできない。都市生活も自然に規制される。しかし、農業の場合とは比較にならぬ自由がある。……今日、主要な定住地は都市となりほとんどすべての人々が消費者となっている。それは、必然的に生活環境とそのしくみを発達させずにはおかない。加えて社会思想・生活思想の進展もあった。生活権の思想であり、生活を社会が保障しようという思想である」¹⁾。

吉野氏は、都市生活における人工的環境形成を農業社会の生活と対比しながら積極的に評価している。さらに、消費者としての歴史的な存在の形成を生活環境の発達の必然性としている。

消費者としての形成は、労働者階級の形成であり、労働力販売によってしか生活の糧を得ることのできない消費者であることを把握することが重要である。それは、都市の自営業層や資本家階級の消費者的活動を積極的に評価するものではない。都市の消費者としての階級・階層的な視点からの論述が世野氏の場合欠落している。従って、都市形成の資本主義的な階級的な位置づけはみられない。近代的都市形成が工業資本によってなされ、生活環境を無視しての生産第一主義によっての地域破壊がなされ、その地域破壊に抗して労働者階級を中心とする地域住民が生活権を守る運動から生活環境問題が歴史の中に積極的に浮かび上がってきたのである。さらに、日本の近代都市は、封建的都市の再編成の中で巨大都市化していったことを忘れてはならない。つまり、都市の論理の中に、封建的構造を強く残しながら再編されていったのである。都市の差別的な居住区域の存在、都市計画の集権的な官僚性等々典型的にみられる。

国家独占資本主義の都市の発達として無視してはならないことは、国家投資の巨大開発による都市形成であり、既存の巨大都市の金融寡頭的、第三次産業の肥大の寄生的性格である。

人間生活の環境は、社会的に人工環境化によって、静態的に生活機構、生活組織、生活空間、生活時間、生活文化環境を問題にすることではない。それらの人工環境化は、自然との人間環境を基本にしながら、国家独占資本主義の蓄積構造の中で階級・階層論的に都市の住民生活の環境をみていかねばならない。生活環境整備の住民運動にしても、市民主義的な没階級論では実態を把握していることにならない。

吉野氏は、資本主義の非人間的な中で、生活環境の点検・計画・管理の必要性を人間のための環境確保として積極的に主張する。「生活環境はしだいに経済中心的な体制、非人間的・反人間的な様相の濃いものになってしまった。……資本主義体制のなかにおいて、可能で望ましい環境を最大限確保してゆこうという主張や運動が現実のものとなっている。……一定の公権力の介入による生活環境の改善が、資本主義諸国においても実施されるようになっていく。社会福祉、都市計画、社会保障等々である。しかしながら、国によって差はあるが、……当面する隘路の打開であるとか、国家や総資本の必要から割り出されているものが少なく、あるいは問題の認識において、とくに人間生活を見る視点が充分でないことによって、人間性の発展を保障するものとはなっていない。…このような状況の中で、生活環境を人間のためのものとなるように、系統的に、科学的に、点検・計画・管理してゆくこと、その理論や技術を構築してゆくことがきわめて重要になっている」²⁾。

大河内一男氏は「新版家庭経済学」(光生館出版)の中で、世帯のなかの消費生活を労働力の再生産として、階層的にみて直接結びついているのは雇用労働者として次のように指摘する。

「世帯ないし家庭を中心としていとなまれる消費生活、その意味の家庭経済の基本的部分、世帯の中の「労働力」の再生産——世代の上での再生産と「労働力」の継承をふくめて——をめぐってくりひろげられる。……階層的にみて、その日々の消費生活が「労働力」の再生産と直接結びついているのは、自分の技能なり賃労働を販売提供しつつ他人のための……雇用労働者として生活し

なければならない人々にだけあてはまることであり」⁹³。

大河内氏は、消費生活の労働力再生産としての意味とその階層的限定づけをしているのである。さらに、家庭経済学を世帯の消費生活の問題として、次のようにのべる。「世帯を中心としてこのような消費生活をいとなむ人間集団の、世帯内における消費財の消費を中心にすすめられる日々の生活、そしてそれを通して世帯のなかの「労働力」要因の保全と再生産とが達成される世帯内人間関係と、それを支配する秩序と、またこの秩序を維持する組織、そしてそれと結について組織技術ともいべきもの、それらを、世帯の消費生活の問題として、研究の対象とするものが、いわゆる家庭経済学（論）である」⁹⁴。

大河内氏の労働力再生産論は、伝統的家政学者に拒絶反応があらわれたことに対して、伊藤セツ氏は、労働力の再生産理論の新しい発展として次のように提起する。「人間の生命活動は労働にのみ限定されるものでなく、したがって人間は労働力以外のものでもあるが、労働力であることが人間のもっとも本質的内容をなすことにかわりはないこと、資本主義のもとでは、その労働力が商品として市場に現われるのであることをはっきりつけ加えておいた。大河内・籠山は、労働ならびに労働力に対するこの確認なしに、家庭を労働力の再生産の場と規定した。そしてそのことに家政学は本能的に反感をいだいたのである。労働力の再生産とは、消費したエネルギーの再生産でも、資本と結合される生産力としての労働力商品の再生産でもなく、本来、自然と人間とのかかわりにおいて人間の肉体的・精神的能力の総体を限りなく発達させる条件そのものを意味するものであり、そうしたものと解した時に、家庭生活の基本的機能は、労働力の再生産機能であると規定することができるのであり、家庭の機能が規範的にではなく、客観的に、科学的にとらえられるのである」⁹⁵。

人間の肉体的・精神的能力の総体を限りなく発達させる条件、人間労働力生産の本来の再生産をめざすことは、大河内・籠山氏の労働力再生産論では把握できないとする伊藤セツ氏であるが、それでは、大河内氏・籠山氏の労働力再生産論を人間の発達との可能性との関係で検討する。

大河内氏は労働力再生産を「労働者世帯の社会的ないし文化的存在としての再生産、とりわけ社会的消費欲望の膨張と次代の労働力の世帯の中での扶養をもふくめた意味での世帯の再生産でなければならないとすれば、労働力の再生産という言葉の中には、かなりの弾力を含んでいることが前提になっている」⁹⁶とする。さらに大河内氏は、家庭経済を「労働力の再生産に結びつく「消費」が行なわれる部分と、他は、それからはなれて人間としての休養が活かされ、労働力という制約の圏外の人間の主体性が活かされる部分とに」⁹⁷ という二つの区分の方法をとらないとする。「有産者の場合には何人も、その日々の消費や「家庭経済」において労働力の再生産などということを考えないであろうし、客観的にそのようなことは意味のないことである。……「消費」が何らかの社会的意義をもつためには、……それらがつねに人間の働く意欲をわき起こさせるようなものでなければならない」⁹⁸。

大河内氏の労働力再生産は、労働意欲をもった賃金労働者の再生産であり、消費の生産性という労働力の商品化の再生産になっている。社会的消費欲望の膨張や世帯の再生産としての社会的・文

化的存在の労働力再生産の積極的強調は価値増殖過程の危機に対応する労働力保全である。価値増殖過程からの解放、労働疎外の再生産でない労働の主人公としての労働意欲、あらゆる職業を自由に選択できる人間的諸能力の獲得のための世帯の再生産の課題が大河内理論では本質的に欠落している。とくに、労働力の再生産の問題として、成人をも含めての教育機会の条件整備・人間の発達保障は重要性を示している。それは、職業選択の自由、職業の適応、意欲に大きく係っていくのである。

伊藤セツ氏の論理では、資本の要求する労働力商品の中で、内在的に、人間労働力の本来の再生産をどのように展開するものであろうか。人間の肉体的・精神的能力の総体の限りなく発達させる条件づくりは、資本主義と結合された労働力の再生産の中で、どのように展望していくのであろうか。

マルクスは、「経済学批判への序説」の中で、消費が生産に対する本来の関係であることを次のようにのべている。

「生産がなければ消費はない。しかしまた、消費がなければ生産もない。というのは、消費がなければ生産は目的のないものになるだろうからである。消費は生産を二重生産する。なぜならば、消費によってはじめて生産物は現実の生産物になるのだからである。消費は新たな生産への欲望をつくりだすからである。すなわち、生産の前提であるところの、生産の観念的な内的に起動的な原因をつくりだすからである。消費は生産への衝動をつくりだす。消費はまた、生産において目的を規定するものとしてはたらく対象をもつくりだす。それゆえ、生産が消費の対象を外から提供するということが明らかだとすれば、同様に、消費が生産の対象を、内的な像として、欲望として、衝動として、目的として、観念的に定立するということがまた明らかである。消費は、まだ主観的な形態にある生産の対象をつくりだす。欲望がなければ生産はない。ところが、消費は欲望を再生産するのである」⁹⁾。

マルクスは、消費と生産の相互依存関係をもっていることによって、それらは本質的に統一されていることをのべている。消費は、新たな生産への欲望を作り出すということであり、本来的に消費のための消費の存在はないのである。まさに、消費とは、生産の目的を明きらかにし、生産物を現実の生産物とするのであるとマルクスは考える。浪費、頽廢的消費、消費のための消費は、直接生産者の本来的消費でなく、貧困化や労働貴族層にみられることがあるが、本質的には剰余労働の支配層によってみられるのである。封建的な剰余生産物の取得者は、経済外強制によって生産関係を支配するということから典型的に消費のための消費をみることができると。資本主義の寄生性、腐朽性のみられる国家独占資本主義段階においては、国家投資による浪費が行なわれる。この中で、政治支配層、官僚層の頽廢的消費が行なわれる。生産の無政府性と企業間の競争の激化は、独自に消費のための消費を発展させる。また、サービス・レジャーが企業化され、独り歩きをして、労働者の消費へと影響を与えていく。資本主義の初期の禁欲主義的産業家とは明きらかに異なるのである。

大河内氏は、労働能率と消費の関係を問題にして、労働意欲を低下させる消費は、労働力再生産から離れた頽廃としている。「もしも賃金の上昇と余暇の増大とが、今後、労働能率を低め、レジャーの増加が労働意欲をわきたたせることなく、逆にそれを抑える役割をつくすようになれば、そのかぎりでの消費や「家庭経済」は労働力の再生産から全く離れた存在になってしまうばかりでなく、逆にそれを妨げ、労働力を頽廃ないし荒廃せしめるのに役立つにすぎなくなるであろう」¹⁰⁾。

貧困が勤労意欲の欠如になることをジョージ・ギルダーは「富と貧困」の中で指摘していることをあげておく。「沈滞して下層階級を定義するもっとも基本的な方法は、家族構造の欠如という観点に立つことである。そういう男たちは、子供や未来との結びつきが希薄すぎるために、勤労と節儉への意欲がないのである」¹¹⁾。そこでは、資本主義的生産における分配の法則が全く無視されている。

社会的生産においては、分配関係が入り、生産と消費は直接的に統一されるものでない。資本主義的生産様式において、賃労働者は労賃として分配される。「賃労働という形態で生産に参加する個人は、労賃という形態で生産物すなわち生産の成果の分けまえにあずかるのである。……分配は、生産のなかでの彼の地位を制御する一つの社会的法則として現われる。彼はこの地位のなかで生産をおこなうのであり、したがってこの地位は生産に先行する」¹²⁾。

資本主義的生産の本質・目的について、マルクスは次のようにのべる。「労働者が生産をするのは、自分のためでなく、資本のためである。……生産的であるのは、ただ、資本家のためは剰余価値を生産する労働者、すなわち資本の自己増殖に役だつ労働者だけである」¹³⁾。

労働者にとっての本質的解放は、資本主義的生産形態の廃止である。その廃止は、剰余労働生産は消滅するが、必要労働は、労働者の生活上の諸要求の拡大と社会的な予備財源と蓄積上の諸要求の拡大、社会的な予備財源と蓄積財源によって範囲を拡大していくことがあることをマルクスは次のようにのべる。「資本主義的生産形態の廃止は、労働日を必要労働だけに限ることを許す。とはいえ、必要労働は、その他の事情が変わらなければ、その範囲を拡大するであろう。なぜならば、一方では、労働者の生活条件がもっと豊かになり、彼の生活上の諸要求がもっと大きくなるからである。また、他方では、今日の剰余労働の一部分は必要労働に、すなわち社会的な予備財源と蓄積財源との獲得に必要な労働に、数えられるようになるであろう」¹⁴⁾ここでは、必要労働を単に固定的にとらえておらず、労働生産性の上昇以上に生活上の諸要求が社会的に高まっていけば当然ながら拡大していくことをのべている。さらに、社会的な予備財源と蓄積財源の獲得に必要な労働が大きな位置を占めていくことは、直接に労働者の消費のみに必要労働が存在しているのではないことを意味している。必要労働の部分がここに、大きく区分されていく。直接的に労働者の消費のための必要労働と社会的予備財源、蓄積財源とに分かれる。さらに、労働者の消費は、個別的な消費ばかりでなく、消費の社会化が大きな位置をもっていく。社会保障、医療保健制度、教育、道路網、交通機関、電気・ガス、衛生・生活環境、文化施設等々社会的消費の拡大は、生産諸力の発展、生産の社会化によって拡大する。

消費の社会化は、生産諸力の発展による生産の社会化に対応して資本主義的生産様式においても進む。消費の社会化によって剰余価値生産が機能的、合理的に促進され、拡大していくからである。労働力再生産は、個別的な賃金でなく、消費の社会化による社会的共同消費の側面が拡大していくのである。

ところで、労働力再生産の概念を個別の「消費」家庭でなく、消費生活の社会化という視点からとらえていく必要がある、社会的消費欲望は、文化・生活環境をより強く求めてきている。それは、労働者の文化的発展でもある。スポーツの大衆化、芸術の大衆化、教養の一般的普及、環境衛生設備、医療保健の整備、交通機関、マスコミ等々の充実が消費生活の社会化として進んでいる。つまり、家庭経済は、消費生活の社会化との関連でみていかねばならなくなっている。

消費生活の社会化の問題を大河内氏は次のようにのべている。

「一般的に、医療衛生施設や福祉厚生施設や教育娯楽施設などの社会化は、それまでの個々の「家庭の経済」の家庭的な営みであったものを、次々と個々の世帯の外郭に押し出した。……消費生活の社会化は、個々の家計の支出を、個人主義的性格のものから、一種の集団主義的なものに変質させる」¹⁵⁾。

消費生活の社会化は、社会保障制度によつての発展していく側面と国家独占資本主義による生活管理、サービスや教育・教養娯楽分野の生活部門の資本の市場開拓である。

岩田正美氏は、現代生活の「共同化」の問題として「社会的共同消費手段」の増大が大資本の手によって供給され、国や自治体認可の独占資本の公共事業によって提供されていることを次のようにのべている。「地域的な集中や移動の広域化が進めば進むほど、また労働強度が増大したり、多就業化が進めば進むほど、この「共同消費手段」を介しての消費生活の「共同化」が進行する。なお、この場合は主として次の二つの生産・供給方法によって提供されている。一つは、一般的な大量生産商品と同様に大資本の手によって大量生産され供給されている。もう一つは、国や自治体、あるいはそれらによって認可された少数の独占資本の公共事業として、一定の地域、階層、国全体に「必要」とみなされるだけ生産され、供給される」¹⁶⁾。

さらに、生活の社会化が私的負担によって貧困化が進んでいることは重要な事実である。この点について真田是氏は、次のように指摘する。「今日の生活破壊には、国家独占資本主義体制のもとでの生活の社会化が進展していくなかで、これへの社会的対応がおこなわれないことから私的負担をせざるをえなくなり（私設の下水道処理施設など）、公共的対応が怠たられて私企業の利潤実現の場にされたり（娯楽・交通・外食産業など）、公共的対応がおこなわれていても独立採算制が押しつけられて公共料金の相つぐ値上げがおこなわれたりすることで消費水準が強制されて生活への圧迫がおこなわれていることである」¹⁷⁾。

生活の社会化が遅れた場合、深刻な生活問題を作り出すのが現代型の生活問題であることを真田是氏はのべる。

「生活の社会化は、社会の発展と共に、いわば歴史法則的に進むものだが、資本主義のもとでは、

この方向への障害・妨害がいろいろに出てきて、必要な質と量の共同生活手段やサービスが必要なテンポではなかなか供給されないのが現実となる。これが深刻な生活問題を作り出すのは明らかである」¹⁸⁾。

生活の社会化は、いわゆる「高度経済成長」以降急速に進んだ。それは、大都市への人口の集中、モータリゼーション、巨大開発による自然破壊の中での出来ごとである。そして、積極的労働力政策による婦人と農家の労働力市場の動員によって、地域的な古い共同生活、家事労働の形態は、著しく縮小されていった。このことは、保育所の開説、道路網と交通機関の発展、環境衛生の問題、都市問題の打開を要求していく。とくに、住民運動による生活権が社会的共同消費手段を実現していった側面を見逃せない。生活の社会化が遅れていることが、生活問題になったという客観的背景の中で住民運動が進行したのである。保育所の開設や公害防止による生活環境衛生整備などはその典型である。

婦人の労働力市場の積極的動員は、資本による低賃金政策であり、それは、パート化などの不安定就労によってみられる。その中で、家事の社会化も同時に進んでいった。保育所、加工食品、食堂・弁当メーカーなどの著しい普及にみられるとおりである。この生活の社会化は、私的負担の大幅な増額になった。農家のやとわれ兼業化は、婦人も動員しての多就業化になり、都市と同様に進み、自給的側面は著しく減少した。農民的消費の特徴としての自給はなくなくなり、消費のための商品購入が急激に増大したのである。

小商品生産としての農民は、やとわれ兼業化と農作物の単作化により、消費側面においても都市の労働者の性格に近づいていった。農業収入による生活の糧をする農家層においても自からの消費のために、自から生産するという自給性は、きわめて少なくなっている。しかしながら、社会的共同消費手段の農村の特徴は、生活手段と生産手段が未分離であるということがある。さらに、家庭経済においても経営と家計が未分離であり、「農家では農家経済全体の管理があって、家庭経済だけの管理はない」¹⁹⁾ということの克服は遅れている。

大都市と町村の生活様式の違いは、サービスの供給条件であると井原哲夫氏は「生活様式の経済学」でのべる。「大都市と町村の消費構造の差の大部分は、サービスの供給条件の相違によって説明されるものである……下水と清掃代、公共交通機関と自動車、大学と遊学仕送り金、外食産業と家庭料理、都市ガスとプロパンガスがその典型である。そして、このような生活様式の差は経済性からみて合理性がある。都市ガス網が町村に完備するとすれば、プロパンガスよりもずっとコストが高くなるであろう」²⁰⁾。農村におけるサービス供給の多くは、生活の社会化による公共負担の原則はなく、私的負担になっているのも大きな特徴である。大都市のサービス産業に対して、住民はその資本のコスト論からでなく公共性を強く求めていく。農村においては、その要求の基盤が存在しえないのである。しかし、やとわれ兼業化、農村の労働者と農民の混住化は、大都市の影響を受けて生活の社会化を進行させ、農村の文化・環境整備を進めていく。そして、公共事業などの国家、自治体の資本による市場開拓要求によってもそれは進行していく。

ところで、農村において自主的なグループ活動による共同消費作りは、私的負担をしいられる中で重要である。例えば、部落での村づくり運動の中で作られていった保育所や共同食堂等は、積極的な意味をもっている。例えば大分県日田郡矢瀬町の農村食堂である。「主婦11人が、昭和55年の春、協同の力で『農村食堂』をつくった。……ここで主婦たちは、自給用農産物を出し合って天瀬町の学校、役場、公民館、農協などの仕出弁当をつくっている。……農村食堂は自給用作物を集落レベルで活用し、生活を向上させると同時に、農業発展に結びつけようという共同利用施設である」²¹⁾。

昭和47年から農業基盤整備を中心にして併せて生活環境基盤の整備を行う「農村基盤総合整備パイロット事業」が導入され、農村の生活環境整備事業がはじめて農林行政の中でもとりあげられたのである。この事業は、昭和51年度で終り、新たに、昭和51年度から国土庁の事業による農業基盤と生活環境基盤整備を一体的に整備する「農村総合整備事業」がはじまった。昭和52年に発表された第三次全国総合開発の定住圏構想は、農村定住区の環境整備を積極的に打ち出したのである。農村定住区は、合併前の旧村や小学校区程度の区域を中心として、その農村市街地の中心集落整備を拠点に環境施設を整備していくというものである。そして、定住圏として地方生活圏による広域市町村圏による総合的な地域社会作りをうたっている。

表(1)に示すように、国土庁の実施した昭和52年～昭和53年の「農村地域整備状況調査」によれば、基準年次（昭和55年または51年）の農業集落道路の舗装率は、平均37%で、3.5m以上の道路幅は4.4%である。水道を利用している戸数の割合は74%、し尿処理施設67%、家庭用生ごみ処理施設68%、集会施設74%、園地・遊び場等24%となっている。それぞれ10年後の目標年次までに普及率の計画をたてている。この調査結果にみられるとおり、農業集落の生活環境整備の遅れが目立つのである。

表 (5-1) 農業集落内の生活環境整備状況と目標 (普及率)

%

	舗 装 率	水道による 飲用水利用 戸数率	し尿処理施 設利用戸数 率	家庭用生ご み処理施設 利用戸数率	集 会 施 設	園地・遊び 場等
基 準 年 次 (昭和50年または51年)	37	74	67	68	74	24
目 標 年 次 (10 年 後)	69	88	83	84	83	43

国土庁・昭和52年—53年実施「農村地域整備状況調査」より

ところで、国土庁が全国の市町村首長3270に対して昭和53年に実施した「定住圏構想に関する市町村長の意向調査」によれば、定住圏のための基本課題は、表(5-2)に示すとおり、生産環境30.6%と最も多く、次に生活環境18.9%、教・文・医・福18.1%、交通・通信15.1%等々となっており、生産のための条件整備の要求の高さをみせている。しかし、市町村が優先的に行う課題は、生活環境32.9%、教・文・医・福32.4%、生産環境17.0%、交通・通信14.3%となっており、生活

表（5-2）全国の市町村長の定住図のための意向項目の順位

%

		1位	2位	3位	4位
定住条件整備上のもっとも基本的な課題		生産環境 30.6	生活環境 18.9	教・文・医・福 18.1	交通・通信 15.1
定住条件整備のため市町村が優先的に行う事業	大分類	生活環境 32.9	教・文・医・福 32.4	生産環境 17.0	交通・通信 14.3
	中分類	社会教育 14.8	上・下水道 11.6	道路 9.7	学校教育 9.4

国土庁「人と国土」（1978年3月号）『日本農業年鑑1980年版』家の光協会出版より

環境と教・文・医・福の高さをみせている。さらに、その項目を詳しく分類すると、社会教育14.8%、上・下水道11.6%、道路9.7%、学校教育9.4%、農業基盤5.5%となっている。ここでは、社会教育の事業関心が最も高く出ているのである。

農村の都市化は、消費生活の社会化の充実を市町村長へにも認識させていく。とくに、生活環境や教育・文化・医療福祉の充実の意向は、農村における生活の社会化の普及を住民が求めていることが背景にある。

（2）農村の貧困化と消費生活

消費生活の側面から農村の貧困化を問題にする場合、奇型的な大量消費と過少消費が同時に進行しているということである。この同時的進行は、やとわれ兼業の著しい増大の中での問題であり、過少消費は、失業、半失業、社会保障の立ち遅れの中での生活形態である。

農民の貧困化の基本的特徴として過重労働と過少消費がみられる。やとわれ兼業化による一面的大量消費も過重労働を基本にしながらの生活の過少消費をみることができる。保育所、交通機関、子どもの遊び場、文化・教育施設、医療機関、各種のサービス機関等々の消費生活の社会化の条件が整っていない中での大量消費である。さらに、個々の家庭経済においては、小ブルジョアの所有意識、物質的威信、部落的人間関係を通しての強制等、住宅の近代化、耐久消費材部門、交際費の著しい拡大がされる。その一方インスタント・加工食品による食生活の簡素化、教育文化費の比重の低下など生活時間を自由にコントロールしての主体的な家計支出が著しく制約される。それは、生活を主体的に豊かにしていく面がない。また、家計にゆとりのないぎりつめた生活である。つまり、物質的威信、物質的見栄の極端な先行での奇型的な「豊かさ」なのである。

豊かさとは家計収入の絶対的な額という面ばかりでなく、生活時間からもみていかねばならない。家計と生活時間は、統一してとらえることが必要である。文化的な生活の社会化の著しい立ち遅れの中で、その統一的把握は重要である。つまり、生活の社会化によつての生活時間のコントロールできる条件がないという状況のためである。

労働過重は、国家独占資本主義の生産材、消費材及び農産物価格の市場収奪の中で、現代の農民の貧困化の大きな特徴である。それは、やとわれ兼業層の農外就労においてもみられる。労働時間

を単位とする賃金よりも絶対的な収入額が求められ、生理的にぎりぎりまでの労働過重を自から積極的に行う。このことは、出稼ぎ農民の労働時間の延長要求などに典型的にみることできる。以上のことから、農民の消費構造をみていくうえで、生活時間的視点がきわめて重要である。生活時間的視点は、長時間の労働過重の中での健康問題・家族問題・教育問題として具体的に生活問題として現われる。

大河内一男氏は、農山漁村の住民は内在的に自から暮らしを安定させることはできないと次のようにのべている。「自分たちの収入がどして貧しいのかを考えてみようもしない。またいまの自分たちの暮らし「家計」を、どうやったら少しでも安定させることができるかなどとは思ってもみないのだから、「家庭経済」の合理化とか生活改善などは、外から誰かが強力に持ち込まないかぎりそしてそれを運動として根気よく展開しないかぎり、根をおろすことができない」²²⁾。

この大河内氏の見解は、農山漁村住民が労働者化していることによって古い生活慣習が解体しつつあることをみていない。そして、外から消費生活の変革が、いわゆる「高度経済」成長の資本の価値、実現としての大量消費ということで進んでいる事実をみていない。大河内氏の外からの生活改善論は、「高度経済成長」以前の農村の現象論である。

やとわれ兼業が著しく進んでいる現代農村の特徴は、外から資本によって「生活改善」が強要されていくことである。つまり、農村住民の生活を豊かにする運動は、解体しつつある古い生活慣習、部落慣行と資本に対する二重の運動が要求されている。とくに、前者の古い慣行は、資本の論理によって再編されていることも見逃してはならない。

生活改善運動は、ゆとりある生活時間の創造の視点が必要である。生活時間の分析は、労働、家事作業、休養、余暇の時間配分の視点でなく、生活時間の主体的選択の自由が重要である。また、大量消費のために、主婦の賃労働者化による家事作業の軽減でなく、労働の主体的選択が本来求められる。

生活時間の配分からみて、余暇時間の増大は、自由の時間獲得としての前提条件であるが、その内容的充実は、家計収入と大きく関わってくる。教養・趣味・娯楽やスポーツなど文化的な余暇時間の活用は、きわめて低いのが日本の現状である。このことについて籠山京氏は、次のようにのべている。「時間はできたが、お金がないのである。趣味・娯楽では庭いじり、スポーツでは水泳・散歩のように金のかからないものが行われている。したがって、最も安上りなラジオ・テレビ・新聞、ごろ寝で、せっかくゆとりの生じた時間をつぶしているのである。この事実、家計調査で趣味・娯楽・スポーツにあてられる支出がきわめて少ないことと、裏腹になっている」²³⁾。農村において、文化・教養費の低さはとくに強い。

自由の時間獲得にとって労働時間はもちろんのことであるが、家事作業も無視できない。とくに、多就業化の中で、家族の生活時間が統一性をとらずに個々ばらばらであれば家事作業の不合理は増大していく。さらに食生活にみられるような文化や一家団らんも生活時間の不統一で奪われていく。生活時間は、家事や家庭の中での文化ということを考えれば、個々ではなく、家族という視

点からもとらえていく必要がある。「朝、昼、夕の食事時間が常に一定であれば、炊事作業の計画化が可能になる。しかし、家族の生活時間がまちまちであれば、計画化は困難なばかりでなく、作業は2重、3重にならざるをえない」²⁴⁾

家事作業の負担が婦人に強くのしかかる農村社会では、多就業化による生活時間の不統一の解消は、家事作業の軽減として重要なのである。さらに、家事が十分にできないと悩む農家主婦も少なくない。「食事のしたくについても、とくに野菜作地帯では出荷時の問題が大きい。トマトやきゅうりの出荷時には市場へ出荷して帰り、10時過ぎて夜の食事する家庭もあり、待ちきれない子どもは、インスタラーメンで間に合わせるとか、したくする元気もなく「店屋もの」ですませると、主婦たちみずから語っている。……農外就労の影響として、主婦たちがもっとも意識しているのは、家事が十分にできないことであり、約半数の人があげている」²⁵⁾

農村の生活時間は農業生産に規定されて、強く季節性をもっているのが特徴である。一日を単位とする生活循環や労働内容は、自然に制約され、季節性によって一定でない。やとわれ兼業は、農閑期の一時的な日雇い形態より以上に、恒常的な年間通しての形態が増大していった中で、農民の生活循環は、労働者的な生活時間になっていく。そして、農業就労は、本来休養や余暇時間になるはずである職場外時間によって行なわれるのである。とくに、農繁期では、生活循環的な面からみるならば、労働強化による著しい生活リズムの乱れを持つのである。やとわれ兼業農家にとっての生活循環的なリズムの視点は、農民生活の無政府が一層強められる中で、きわめて重要性をもっている。

生活循環の破壊による労働を農民は、賃金収入の増大を求めて受け入れる場合が多い。季節性という自然循環の中での農繁期労働であったものが、年間通しての過重労働に変わっていくのである。それは、自然の制約から全く解放されての過重労働を貧困化により一層強制されるのであり、農業生産という自然の生活リズムの軸がない。やとわれ兼業農家の家庭管理において、生活循環的なリズムの問題は、農民の消費生活を考えていくうえで1つの大きな問題視点になる。とくに、子どもの発達からみるならば、生活リズムの確立は急務である。農村の生活環境整備として消費の社会化は、農村的生活循環を十分考慮しての充実が求められている。農村の保育所は、常設的なものからでなく、農繁期季節保育から出発している町村が多い。「昭和30年代における兼業化の進展が婦人の農業労働における役割を増大し、また、婦人自身が兼業に従事することによって、当然、子どもの社会的保育の必要を増大することになった。……昭和30年代には農村地域で常設保育所を設置していた市町村はまだ少なかった。しかも、厚生省母子福祉課「都道府県別保育所設置数及び定員数等調」(1964年12月)により、要保護児童数に対する保育所充足率をみると、概して西日本諸地帯に対し北海道、東北では、その充足率が低いという結果が示されている。……東北地方の要保護児童に対する定員充足率は21.1%であるのに、農村部は最高が岩手県の16%で、いずれも県も地域の平均より低いのである。……このような保育所の未整備を補ってきたのが農繁期季節保育所である」²⁶⁾

ところで、今日、常設保育所がどの町村でも一般化されている状況の中で農繁期に対応する保育所の在り方は決して解消してはならない問題がある。つまり、農繁期には、農閑期のときとは比較できない程、様々な生活時間が負担になっていく。保育所の送迎問題も例外でない。また、独自に保育の長時間も必要になってくる。ここには、農村保育所の特殊性がある。「農村の保育所問題を考えるとき、対象児童の家庭の多くが農家であり、自家農業を営んでいる以上、その生活は否応なしに農業生産に規制されざるをえないことへの考慮が必要となる。すなわち、農繁期への対応を運営の中にどうとり入れることができるかということである。その意味では施設の数が十分あるというだけでなく、農村の環境、さらに地域の特性を生かした保育内容や方法、保育時間の調整、さらに給食などをどう運営するかが問題であり、それは農村児童問題としての課題である」²⁷⁾。農村の消費生活の社会化は、農業生産との対応で独自に特殊性を考慮しての充実が求められていることを保育所問題などの一例からも指摘できる。

ところで、農家の世帯員1人当りの家計費は、昭和47年以降都市の勤労世帯を上回っているが、しかし、その消費構造を日常的な教養・娯楽・スポーツや飲食費などにみると都市勤労者に対して大きく立ち遅れている。とくに、モータリゼーション、高学歴化の中では、明きらかに農村部の方が生活必需の家計費の支出が多い。このことについて、昭和57年度の農林省農業白書「農業の動向に関する年次報告」によっても次のようにのべられている。「農家と勤労者世帯との世帯員1人当たり家計費の差が生じている背景として、次の点が指摘できよう。一つは、農家はこのような家計費を世帯員が多就業することにより維持していることである。56年度では、全農家1人当たり平均所得が勤労者世帯の約8割の水準にすぎないものの、世帯当たり就業者では1.7倍と多くなっている。二つは、都市と農村の生活コストの差異に基づく面も大きいことである。農家と勤労者世帯の世帯員1人当たり家計費を費目的に比較すると、農家が自動車関係費、交際費及び仕送り金で勤労者世帯のそれぞれ1.9倍、1.8倍と大きく上回っており、これを除いた家計費で比較すると、逆に農家の方がわずかに下回っている」²⁸⁾。農林水産省の農林白書においても、農家の消費構造の内容的側面からみるならば1人当りの家計費が決して自由に豊かになっているかという疑問を提起している。

農村的消費の特徴として自給性の問題があるが、その最も典型的なものは食生活である。しかし、農家の飲食物の自給性は、「高度経済成長」以降著しく低下していったのである。(農家経済調査によれば、昭和35年度総合飲食物自給度56%であったものが、昭和56年には20%に)この自給性の低下は、農村の伝統的食生活慣習をも解体させていく作用をもつ。自からは、農業生産者でありながら、食生活のための食材を購入してくるという現象である。そこには、農業に対する農民の価値観の大きな転換も含まれている。しかしながら、伝統的に日本農業の重要な役割を果たしてきた稲作においては、農家の米の自給度は、依然と高水準である。(昭和56年度の農家経済調査によれば、84.9%)食生活の都市化が農村においても普及していく中においても主食の米の自給度の高いことは、農民の米に対する伝統的価値が生き続けていることを意味している。

「高度経済成長」期における農家の食料消費の変化の特徴を食生活研究研究会の「農家の食料消費構造の変化に関する調査分析」は次のように述べている。「昭和38年から47年までの10年間に、農家の食生活は「高カロリー低たんぱく質型」から「高たん白低カロリー型」へと洋風化が進む中で、インスタント食品の消費が、急速な勢いで伸びている点が特徴的である。……鶏卵、特に35年以降各地域とも急成長で依度高が高まっている。……九州地域はもともと野菜を自給しうる気候、土地条件を有しているにもかかわらず、東北以上に購入依存度が傾向的に高くなっている。……九州はいわゆる買い易くてしかも安価なプロイラーの消費量が35年以降急速に伸びている。これに対して東北は豚を心に肉の消費が徐々に伸びている。……35年ころまでは自給めん類がかなりの部分を占めていたが、その後自給の減少とインスタントラーメンの急速な消費量におされて、45年以降消費が停滞したことを示している。……一般的には農家の食生活は、洋風化の一途をたどってきたようにいわれるが、この豆腐の消費増加状況から考えると、45年ころになってようやく農家が願望久しかった豆腐を中心として和風食を一応常食しうるようになった」²⁹⁾。

食生活の洋風化の中には、農業の規模拡大・単作化、やとわれ兼業化による労働過重の中での調理時間の簡素化と農民の生活上昇志向が都市化をモデルにした中でのこともある。従って、豆腐の消費増加にみられるように今まで家計の面から食べるのできなかったものが手が届くようになると急増するのである。食生活の内容水準は、文化的豊かさの意味をもっており、それは、家計の収入・消費構造と対応させてみていく必要がある。そのためには、食生活を単なるカロリー計算・栄養面からでなく、農家の生活水準と関連させていくことが求められている。食生活は文化的、個性的なものであり個々の選択の自由が前提であり、その前提のうえに栄養問題、健康管理があるのである。栄養問題は、個々の農家の主体的判断であり、食材の価格によって制約されるものでは決してない。低所得者がいわしを食べることと高額所得者が好んで食べるいわしとは本質的に異なるのである。

ところで、農村の過少消費が最も鋭く問われているのは、高齢者世帯と失業や疾病・障害等の社会保障対象世帯である。農村へのUターン層の中に、この層が数多く含まれていることを直視しなければならない。

過少消費と農村の交際費増大の傾向は大きな矛盾につきあたる。所得階層によって農村の社会参加も異なってくる。とくに、やとわれ兼業増大による所得の著しい格差拡大は、部落行事にしても各種のグループ参加にしても、日常的な人間関係においても過少消費の世帯を孤立化させていく側面を見逃してはならない。生活改善における交際費の簡素化は、低所得層の孤立化の歯止め役割を果たしていく。農村のもっている相互扶助的機能は、その前提に部落の集団的生活の一員であることが必要である。部落行事への参加がなくて、日常的な人間関係がなくて相互扶助的機能はもちえない。農村の物質的権威から解放されての住民の自治的な意識によるむらの相互的扶助機能が貧困化による農村へのUターンの中で生みだされている。そこには、生活防衛を中心としての貧困化層の村づくりが基本にある。地域の中での農産物、漁類、海産物の物々交換や行商などを利用した

庭先販売的な小取引のルート確立など様々な創意が生みだされている。

貧困層は、生活保護世帯ばかりでなく、実際には広範にそれに類する層が存在しているのである。大河内一男氏はこの問題について次のようにのべている。「事実上は、単に公的扶助を受ける被保護世帯は貧困世帯の一部であり、それに数倍する低消費水準世帯が都市にも農村にも累積されている。……近年この種の階層の増大が問題視され、かれらが「ボーダーライン層」という特別な名称でよばれるようになってきていることも、日本での貧困化の拡がりや深さが並々でないことを物語っている」³⁰⁾。

農村における高齢者世帯の多くは、昭和58年度の場合、1人当たり年間30万前後の国民年金受給が、生計の糧の中心になっている世帯が多い。これらの層は、自給的農業生産、わずかばかりの農業所得、子供の仕送りなどの額などで所得の差が生じてくる。実際に高齢者世帯の生活保護受給の運用にあたっては、資産の問題、子供の有無などが条件にされるのである。国民年金以外の収入がなくて、そのみによって生計をせざるをえない高齢者世帯も存在するのである。そこでは耐えがたい家計の節約が強要されている。まさに、日の出と共に起き、日没と共に床に入り、出来る限り自給によって生活するという形態である。わずかながらも土地を持ち、家をもっている農村の高齢者は、極端な過少消費の生存が強要される。

(3) 農村生活見直し論

鞍田純氏は、鯉判学園で生活科の学生を相手にしてきた講義を「農村生活総論」としてまとめているが、その考えの特徴は、農村の伝統的生活文化を新たに自由的な協同生活機能に再編発達させるという視点である。それは農村の伝統的生活様式をすべて破壊するものでなく、温存し発展するという立場である。「問題は、日本では、都市型の生活文化様式を導入するに当たって、伝統的な農村の優れた生活文化様式との調和をはかる努力をすることなく、伝統的なものをすべて破壊し尽くそうとする傾向が強かったことであろう……一般的には、伝統的なものの中から温存し発展すべきものを選択して、それとよく調和させる形で新しいものを導入して、そこに新しい、一層優れた仕方を創造し、発展させることができるのではなかろうか」³¹⁾。

農文協文化部は、農村の独自性を生かした生活を主張してきている。そのことについて次のようにのべている。「農家は土間でモチをつき、ミソを作り、ワラ仕事や竹細工をし、土間つづぎには、ひとつ屋根の下で牛馬もいっしょに暮らしてきた。いまでも農家の暮らしは、生産と生活が強く結びついている。住まいもそれに応じて、生産と生活が共存できる装置としてつくられてきた。……農家のばあい、自分でつくる気さえあれば、食生活ならほとんど完全に近く自給できる。それも、売らんかなのみかけだおしのものでなく、まさしく本物を……農家は、自然に近い、より人間らしい生き方ができる。それをわざわざ捨てて石油をつかう、自然にさからって余計な金をかける作物をつくる。考えてみればバカバカしいことだ」³²⁾。

農文協文化部は、農民の生活文化の発展をどのように考えているかである。農民の生活は固定しているものでなく、また独自性ばかりで発展してきているものでない。生産諸力の発展に規定され

た農民の生活文化の創造の視点が必要である。農村の自給性の回帰が貧困化の中での過少消費の論理と農村的文化を求めての主体的な生活文化の選択とは明きらかに異なる。この問題をぬきにしての農村文化の自給性の回帰はない。また、生産と生活の強い結びつきによる家の構造という場合、社会的な生産諸力の発展に規定された衛生文化環境を前提にしなければならない。衛生観・家事労働の軽減の発展は社会の1つの進歩である。戦後の農家主婦の民主化の大きな課題がかまどの改善運動から出発したのであった。それは、農家主婦の家事労働の軽減ということから大きな歴史的役割をもったのである。

しかし、「高度経済」成長以降の生活の「近代化」と称する生活破壊を免罪しているのでは決してない。鞍田純は「家庭電気機具類から衣類の既成品やインスタント食品類などを導入したことは、農家にとっては二つの重大な結果をもたらした。その第一は主婦たちを家事労働から解放したことであり、その第二は、それらの営利企業の生産物たる生活物資の購入に莫大な支出を必要とするようになったことである。その二つの結果が結びついて、農家では、主婦たちまでが、現金を求めて稼ぎに出るようになった」³³⁾とのべている。生活の「近代化」と称することは、実は、資本による大量消費の農家への導入であったのである。しかし、そのことが、食生活の貧困化や労働過重を強いたとしても農家主婦たちの家事労働の解放は見逃すことができない。その解放が生活破壊となつてあらわれているのであり、生活破壊からの主体的な闘いとして、新たな創造が求められている。

今日の農村の生活改善の基本的な諸問題として、鞍田純氏は、伝統的マイナスの生活慣習の克服と貨幣経済への対応の訓練のない問題をあげている。

前者は世間並み、事なかれ主義とお互いの時間を粗末にする慣習をあげている。「伝統は風習にしたがって、世間並みにしておれば問題はおこらない。そんなやり方を美風というわけである。それは人間の主体的判断を怠ることであり、新しい生活秩序を作り出す工夫・努力を抑えることであつて、人間生活の進歩発展を妨げることになった。……農村の人たちは、自分の時間や行動だけでなく、他人の時間や行動までも平気でかき乱すことが多いのである。平常の生活においても、通りがかりの、大して用事のない訪問者を何時でもあいそよく迎え入れる。自分でも、気がむいた時には何時でも、相手の都合などは無視して、隣近所を訪ねて時間をつぶす」³⁴⁾。

後者はかねの使い方について、長期的にも短期的にも生活設計をもたなくなつたということである。「農家の人たちは、子供たちを含んで、かねに対する見方が非常に甘くなり、厳しさが欠ける。平常のかねの使い方があまり慎重でなく、きわめて無造作である。放漫といつてよいほどの支出も目につく」³⁵⁾

吉田寛一氏は、農村生活は本来の人間の生活があると戦後の生活近代化、都市化を次のように問題にしている。「戦後の生活近代化、都市化というのは、都市の生活をより発展したもの、より文化的なもの、あるいはよりハイレベルのものとして把えてきた。たしかに新しい文化が都市にあるが、しかし人間本来の生活というものは農村にある。そこに伝統なり文化なりが残っている。……農業の近代化を進めて、自給生産をどんどん落す。そして商品生産であるモノカルチャーの方向に

いくということは確かに商品経済としては進んでいる。しかし、結局は環境破壊の問題、食品公害の問題等、そして農業生産力の低下が最後に出てくる……今まで農業を動かしてきたのは資本であるが、これまでのような資本の合理性ではなくて、国民全体にとっても農家主体農業でなければならない。このような意味で農業を発展させねばならないし、農民が主体性を持たなければならない」³⁶⁾。

資本の論理によつての合理性でなく、国民全体にとつての農家の主体的農業振興の動きとして、各地域での農業生産者と消費者の産直運動に注目しなければならない。有機農業などは都市の消費者側からの安全な食べものに対する切実な要求と農家主体農業の結合である都市の消費者側からみるならば価格的な面から高額性が要求されるが、健康と食材文化からの選択である。ここには、都市の低所得階層を含めて広範な運動になりにくい側面があり、一定の限界性をもっている。

農産物市場の流通機構の民主的再編成を都市の低所得層の生活防衛からの発展として、安全食品、文化の食材を確立していくことが、労働者階級の課題になっている。

産直運動が契機となって都市の消費者と農民が積極的に交流してそれぞれの生活を改善している運動の事例をみることができる。例えば、千葉県三芳村山名地区の安全食糧生産グループと首都圏の「安全な食べものを作って食べる会」の昭和48年以降の産直の交流である。1200戸の消費者と38戸の農家の交流である。消費者は、農民からの要求として三点を確認して産直運営している。①価格は生産者が決める。②消費者は収穫した農産物の全部を引き取る。③無農・薬無化学肥料栽培による損失を補償するため、消費者は一戸当たり一万円を拠出する。生産グループが、消費者の120程のポストに三コースに分かれ週1回配送している。この産直運動は、両グループの激しいやりとりのなかで進み、それぞれ相互の立場を理解する意識変革がともなっている。生産グループは消費者が何を要求しているか、生産計画を立て、経営も合理的に消費者へ納得いくよう努力している。生産グループは、零細な土地所有であるが、農業収入によつてのみ生計を維持している。生産グループも食生活の自給性も確立している為年間300～400万（昭和56年度）の収入の多くは、そのまま貯金として残る農家も少なくないとのこと。また、生産グループに消費者グループの都市の若者が交流の中で三芳村に定住して会員になっている事例もある。消費者と生産者の月1回の合同運営委員会、消費者が農業を理解してもらつた縁農（援農）の実施が相互理解の大きな役割を果している³⁷⁾。

その縁農の企画も多彩である。子どもの家を作り、3泊4日程のサマーキャンプを学生の指導員に協力を頼んで実施したり、また、小グループでも縁農活動に参加できるようにしている。消費者にとつて自分達のふるさとにもなっており、気軽に休日に縁農に参加している。三芳だよりという機関紙を作りその場で自由に苦情を出したり、よろず相談などを行っている。「六月に大きいきゅうりができたがもう少し小さいうちに取りることができないでしょうか」（消費者）「出荷のはじまりは、大きさがなかなか揃わずに大小いろいろ入っているものがあつたと思う。きゅうりは十分熟したものがおいしいと言われる」（生産者）「生産者全員で大体何羽位飼っているのか卵を産んでいるにわたりの数は」（消費者）「八月の野菜状況、日照のため印元が不作です。順調なものはナス、胡瓜、

トマト、ピーマン等などです。胡瓜と印元は日照のため曲ったものが多いです……」（生産者）「三芳の母チャン奮闘、今日生産グループの4人のご婦人方に一日生の活を円グラフに書いてもらいました」。

以上の千葉県三芳村の事例は、産直運動が単なる農産物の産直にとどまるものでなく、消費者と農民の相互理解が深まり連帯が一層発展していることを示している。この基盤があるからこそ、生産グループが自分自身で農産物の価格を決めることができるのである。三芳村の教訓は、農村の生活改善を地域の狭い中でだけでは新たな創造的な発展は不可能であるということであり、より都市の労働者と結びついて生活改善を展望していくことである。都市と対立させた農村の独自性のみを強調した生活改善では本質的に農村の生活改善にならない。農村生活見直し論のなかでの農村生活を閉鎖的に過去の伝統的生活様式を強調するだけでは、社会全体の発展した生産諸力の成果を農村が受け入れることを否定するのにつらなる。それは、農村の貧困化の窮迫的な過少消費に対しても決して対抗しうる論理になりえないし、むしろ、貧困化による過少消費を免罪する役割を果すのである。

第二節 農村の文化・環境整備問題と村づくり

—鹿児島県出水郡野田町の村づくりの事例より—

(1) 文化・環境整備問題の全国的位置づけ

1980年の農業センサス農業集落調査によれば、農業集落内における非農家の比率は、全国で76.7%となり、鹿児島県でも57.5%と高率になっている。つまり、農村は、農家以外の層が数多く居住する状況になっているのである。これは農民の賃労働者化による都市化現象の中で起きたのである。

1960年以降のいわゆる「高度経済成長」以降の農村の都市化は、道路網を中心とした交通手段の発達の中で進んだ。そして、消費生活は、大量消費と共同消費手段の著しい拡大の中で、都市的になっていく。従前の村落生活の共同的生活要素は後退し、より社会資本的要素によって共同的生活手段が要求されていったのである。農村において、消防、用水、除草などのむら的な共同作業は、やとわれ兼業の進行の中で、専業農家層に重くのしかかる。そのことは、市町村自治体の公的機関にその役割を求めていく。そして、生活における社会資本の著しい立ち遅れを農村住民に意識させていくのである。農村の文化環境整備の課題は、やとわれ兼業化によって、労働者と農民の混住化状況が、広範に作り出されている中での共同消費手段の充実である。小農的生産における生産と消費の未分離は、生活排水の農業用水の矛盾や畜産公害も顕在化しなかった。さらに、し尿処理やゴミ処理の公共機関化や水道の普及さえも問題にならなかったのである。

表(5-3)に示すように、1980年の農業センサス農業集落調査によれば、し尿処理は、公共機関が約3割程であり、自家処理の比率が最も高く45.4%を占めている。ゴミ処理については、公共機関の割合は高くなっているが、それでも58.8%にすぎず、自家処理が4割になっている。さらに、家庭雑排水は、公共下水道は1%ときわめて低く、農業用排水路に流すのが、36.5%と最も高くなっ

表 (5-3) 農家の廃棄物の処理方法別農業集落数の構成比

単位：%

区 分	し尿処理				ごみ処理			家庭雑廃水					
	水洗	くみ取り			公共 機関	個人 業者	自家 処理	公共 下水道	集落 内排水 溝	宅地 内吸 水槽	河川 に流 す	農業 用排水 路に 流す	その 他
		公共 機関	個人 業者	自家 処理									
全 国	1.4	29.3	23.0	45.4	58.8	0.9	40.3	1.0	25.4	8.8	16.3	36.5	12.0
鹿 児 島	0.0	19.0	37.3	43.7	58.2	0.1	41.7	0.9	42.7	6.1	5.4	5.3	39.6

1980年農業センサス集落調査より

表 (5-4) 主に利用している飲用水供給施設別農業集落数構成比

(単位：%)

	水 道				そ の 他		
	上 水 道	簡 易 水 道	その他の水道	(小 計)	井 戸	湧水・流水・ 天水等	
全 国	33.9	22.5	7.2	(63.6)	27.2	9.2	
① { 平地村 山地村	40.9	20.0	5.6	(66.5)	28.6	4.9	
	9.2	28.8	12.1	(50.1)	23.9	26.1	
② { 密 居 散 在	58.2	26.7	2.5	(87.4)	11.9	0.6	
	9.2	16.2	11.2	(36.6)	35.4	28.0	
③ { 20% 未 満 80% 以 上	68.0	19.4	2.5	(89.9)	8.8	1.3	
	21.0	20.9	9.7	(51.6)	34.4	13.9	
④ { 10万 人 以 上 1万 人 未 満	56.3	14.3	3.0	(73.6)	21.8	4.5	
	14.5	33.3	10.9	(58.7)	25.1	16.2	

- 1) 国土庁「農村地域整備状況調査」による。
- 2) 「不明」欄は割愛した。
- 3) ①基礎類型, ②集落形態, ③農家率, ④市町村人口規模

ている。生活廃棄物の処理方法の社会資本の依存は、きわめて低いのが実態である。

表 (5-4) に示すように、国土庁の実施した、「農村地域整備状況調査」によれば、上水道施設は農家率が高く、人口の少ない市町村に低く現われている。それらの地域では、井戸、湧水、流水、天水等が一定の役割を果たしている。

農村道路網の発達は、やとわれ兼業増大によって、農家の中からも強く要求されてきたのである。それは、モータリゼーションの発展によって、乗用車の保有が、農家の生活に不可欠になった中で一層拍車をかけた。そして、農村における地元雇用機会として、道路工事が大きな役割を果たし、また、列島改造、新全線などの公共事業ブームの中で、道路幅の拡大、舗装化ということが、農村の中にも広範に浸透していったのである。表 (5-5) に示すように、1980年の農業センサスでは、市町村道の整備状況は、8割以上の舗装率が62.3%を占めており、幅 35.5 m 以上の道路延長割合が8割を越すところが、48.9%であり、道路網整備の発達がみられる。しかし、舗装率が3割以下が20

表(5-5) 市町村道の整備状況

単位：％

区 分	1) 幅員 3.4 m 以上の道路延長割合別 農業集落数の構成比						1) 舗装率別農業集落数の構成比					
	3.5m以上 の道路 がない	1割	2~3	4~5	6~7	8割 以上	舗装道 路がな い	1割	2~3	4~5	6~7	8割 以上
全 国	9.4	6.6	12.2	12.7	10.2	48.9	9.1	4.2	7.1	8.9	8.5	62.3
鹿 児 島	2.3	1.7	4.3	7.2	6.5	78.0	3.5	2.1	5.0	6.8	6.0	76.6

注：1)は、市町村道が通っている農業集落を 100.0とした構成比である。

1980年農業センサス集落調査より

表(5-6) 生活関連市街地までの道路距離別、所要時間別集落数構成比 (単位：％)

	生活関連市街地までの道路距離						所 要 時 間			
	2km未 満	2~4	4~6	6~10	10~20	20km 以 上	30分未 満	30~60	60分以 上	
全 国	5.4	12.8	15.2	21.9	27.2	17.4	77.8	16.8	5.3	
基礎 類型	平地村	6.2	15.3	18.0	24.5	25.9	10.0	85.0	12.8	2.0
	山地村	2.0	4.7	5.8	12.3	31.2	43.9	52.4	31.0	16.5
	漁村	4.2	7.9	10.2	17.7	31.6	28.3	61.9	22.6	15.4
	開拓村	0.8	7.4	11.4	22.1	33.7	24.3	70.8	22.0	6.9

1) 国土庁「農村地域整備状況調査」による。

2) 「不明」欄は割愛した。

表(5-7) ふだん利用している医療施設種類、道路距離別農業集落数の構成比 単位：％

区 分	ふだん利用している医療施設の種別					1) 医療施設までの道路距離別				
	病 院	診 療 所		個人医院	巡回診療 しか利用 できない	2 km 未 満	2~4	4~6	6~10	10 km 以 上
		医師常勤	医師 非常勤							
全 国	26.3	9.0	1.7	62.9	0.1	26.3	29.2	19.7	13.5	11.3
鹿 児 島	14.9	6.0	1.0	77.8	0.3	27.2	25.2	20.4	15.1	12.1

注：1)は、医療施設が利用できる農業集落を 100.0とした構成比である。

1980年農業センサス集落調査より

％近くも占め、幅員 3.5m 以上が 3割以下しかないところが、22%もあり、その遅れも農家にとって切実になっている。

総合病院、百貨店、高等学校等のすべてが備わっている生活関連市街地までの道路距離と所要時間は、表(5-6)に示すとおりである。それらの生活関連施設に、歩いて行ける距離に多くの集落はなく、公的な交通機関を利用するか、マイカーでいかかということになる。とくに、山地村では、道路距離が長く、長時間の所用が必要とされている。また、役場、農協、小学校も歩いて通うことが困難な集落が多い。役場から 10 km 以上もある集落が 2割近くも全国で占めているのである。これは、合併による市町村の広域化のためである。また、農協も 10 km 以上が 13.2% も占めている。日常生活にとって重要な公共機関が気軽に歩いていける範囲から大きく遠ざかっているのでは

る。乗用車なしに、その利用はきわめて不便になっている。とくに、乗用者の運転の出来ない高齢者にとっては、その存在がきわめて遠くなっていく。

ところで、表(5-7)に示すように、農村住民にとって、ふだん利用している医療施設は、個人病院が最も多い。しかし、医療施設までの道路距離で、10 km以上の集落は、11.3%を占め、2km未達は、26.3%にすぎない。医療施設に通うことも車社会になっている。

農村地域の生活環境整備は地域的に大きな相違がある。本稿の事例である鹿児島県出水郡田町を全国と比較して位置づけるために、鹿児島県の特徴を前記の1980年農業センサス農業集落調査からみることにしよう。ふだん利用している。医療施設は、鹿児島の場合個人病院の利用率が高い。医療施設までの距離は、全国に比して、大きな差をもっていない。ところが、公的交通機関になるときわめて条件が悪くなっている。ふだん利用している交通機関でバスの役割が大きくなっているが鹿児島の場合、1日当たりの片道回数が9回以下という集落が6割近く存在し、長時間のバス待合が多い。一方、道路の整備状況は、道路幅や舗装率も全国に比して著しくよくなっている。これは、鹿児島県のモータリゼーション化と公共事業依存型の地域経済をも反映している。し尿処理の公共機関が全国に比して遅れているが、ゴミ処理の場合の公共機関化は、同水準である。また、家庭雑廃水は、その他の項目の比率がきわめて高く現われており、全国との比較が単純にできなくなっているが、集落内排水溝の比率を高くしている。

(2) 野田町の概況と文化・環境整備状況

鹿児島県出水郡野田町は、鹿児島市と熊本市のほぼ中間に位置し、出水平野の一部を形成している水田地帯と丘陵畑・樹園地帯に大きく分かれている。また、南部地域は、標高750メートルの紫尾山系になり、広大な森林地帯を形成している。昭和55年現在の国勢調査人口は、5216人と小規模な自治体であるけれども、昭和45年より人口増減の横ばい状況が続き、過疎町村に指定のなかったところである。野田町は、明治以降町村合併がなく、近世からの郷の範囲がそのまま自治体の範囲として、現在まで続いており、郷村時代からの村のまとまりが、そのまま継続している側面も見逃せない。戦後村営事業として、村立病院、村立高等学校、村立製材工場、村立保育所等がいわゆる「高度経済成長」以前に(昭和35年以前)すでに作られている。新農村建設事業として、昭和34年から昭和40年まで村あげて、みかん造成事業を実施して、みかんの共販制度も作りあげている。また、野田川沿いの水田300haも昭和42年から5年間で、県営事業によって圃場整備も開始したが、その期間に「水稻集団栽培組合」を作って、品種決定、機械利用、用水管理、防除、田植作業まで組合の組織で行なう体制をとったのである。これは、土地基盤整備によって歩行型の耕運機の使用が一時的に不可能になり、大型トラクターを使わなければならなくなったことにより、即農地の配分でなく、共同作業の方式をとったことによるものである。

野田町は、昭和52年より、国土庁の「農村総合整備モデル事業」を開始している。昭和50年の農業センサスでは、総戸数に対する農家率は60%である。専業農家は、29.4%であり、第2種兼業が45.9%を占めていた。その後の昭和55年の農業センサスでは、農家率60.5%、専業農家28.7%。第

表（5-8） 専業別、販売金額別農家実数、構成比

	専業	第一種兼業	第二種兼業	販売なし	50万未満	50万～100万	100万～200万	200万～300万	300万～500万	500～	計
例外規定 0.3 未満	70 (7.9)	14 (1.6)	154 (17.5)	107 (12.1)	117 (13.3)	1 (0.1)	3 (0.3)	—	2 (0.2)	8 (0.9)	238 (27.0)
0.3～0.5	27 (3.0)	18 (2.0)	93 (10.6)	17 (1.9)	103 (11.7)	10 (1.1)	2 (0.2)	—	1 (0.1)	5 (0.6)	138 (15.7)
0.5～1.0	57 (6.5)	58 (6.6)	110 (12.5)	6 (0.7)	120 (13.6)	53 (6.0)	19 (2.2)	6 (0.7)	8 (0.9)	13 (1.5)	225 (25.5)
1.0～2.0	71 (8.1)	97 (11.0)	45 (5.1)	—	28 (3.2)	60 (6.8)	51 (5.8)	15 (1.7)	26 (3.0)	33 (3.7)	213 (24.2)
2.0～3.0	20 (2.3)	27 (3.1)	7 (0.8)	—	1 (0.1)	3 (0.3)	12 (1.4)	12 (1.4)	6 (0.7)	20 (2.3)	54 (6.1)
3.0～	8 (0.9)	4 (0.5)	1 (0.1)	—	—	—	1 (0.1)	—	4 (0.5)	8 (0.9)	13 (1.5)
計	253 (28.7)	218 (24.7)	410 (46.5)	130 (14.8)	369 (41.9)	127 (14.4)	88 (10.0)	33 (3.7)	47 (5.3)	87 (9.8)	881 (100.0)

(注) () 内専業別販売金額別は総農家数 881 戸に対する比率、昭和55年農業センサスより。

表（5-9） 農産物販売金額 1 位の部門別農家構成

計	稲	果 樹 類	雑穀・いも類・豆類	工芸農産物	養 豚	養 鶏	そ の 他
100.0	37.9	15.7	17.0	10.0	6.1	5.5	7.8

昭和55年農業センサスより。

表（5-10） 産業別就業者数と世帯類型別数

	昭和55年国勢調査		昭和56年 事業所統 計従事者 数	世 帯 類 型	昭和55年国勢調査		
	就業者数	構成比			就業者数	構成比	
就 業 者 数	総 数	2,653	100.0	1,733	世 帯 総 数	1,621	100.0
	農 林 漁 業	1,090	41.1	27	農 林 漁 業 就 業 世 帯	361	22.3
	鉱 業	5	0.1	5	農 林 漁 ・ 非 農 林 漁 混 合 世 帯	290	17.9
	建 設 業	257	9.7	195	非 農 林 漁 就 業 世 帯	750	46.3
	製 造 業	336	12.7	497	非 就 業 世 帯	220	13.6
	卸 ・ 小 売 業	306	11.5	397	賃 金 ・ 給 料 が 主 な 世 帯	747	46.0
	金融・保険・不動産	32	1.2	20	農 業 収 入 が 主 な 世 帯	400	24.7
	運 輸 ・ 通 信 業	94	3.5	109	農 業 収 入 以 外 の 事 業 収 入 が 立 な 世 帯	160	9.9
	電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	9	0.3	6			
	サ ー ビ ス 業	413	15.7	382			
公 務	111	4.2	95				

2種兼業農家46.5%と大きな変化はみられないようであるが、しかし、販売金額50万未満の農家比率は、56.6%あり、さらに、3反未満の専業農家は、全専業農家のうち、27.7%を占めている。表（5-8）参照。自治体の地域は、すべて、34の農業集落地域に区分されており、農業集落と自治公民館区とは同一になっている。農家率の高い野田町においても、農業によって生計をたてている層は、全体的として低くなっている。そして、役場を中心にした市街地に、住宅を求めて移動する人口も

多くみられ、野田町内においても、過疎、過密状況が作り出されている。(後述において、詳しく分析する)

表(5-9)に示すとおり、野田町の農産物販売金額1位部門の農家構成を作物別に求めれば、稲作37.9%、工芸農産物10%、果樹15.7%、養豚6.1%等々となっており、各農家にとっての生計は、稲作、果樹、タバコの比率を高くしている。

表(5-10)に示すように、野田村の世帯別の職業構成を昭和55年の国勢調査よりみれば、農林漁業就業者世帯22.3%、農林漁業・非農林漁業就業者混同世帯17.9%、非農林漁業就業者世帯46.3%、非就業者世帯13.6%となっており、農業を職業とするものは、2割強にすぎない。また、家計収入が、農業収入のみ世帯は、9.7%ときわめて低い比率となる。これに対して、賃金・給料が主な世帯は46%、恩給・年金が主な世帯は15%となっている(65歳以上人口比率14.5%)。ところで、野田町は、常住地人口(5216名)よりも昼間人口の方が101名多い。他市町村への従業・通学者が768名いる中での昼間人口の上回りである。昭和56年の事業所統計によれば、事業所の従業者数は1455人であり、そのうち製造業従事者33.5%、卸小売27.3%、サービス16%、建設13.4%等々である。野田町において製造業従事者の比率の高いのは、農畜産物加工工場があるためである。

表(5-11)に示すように、昭和55年の農業センサス農業集落調査より野田町の生活環境整備状況をみれば、道路整備状況は県平均に近いが、しかし、公的な交通機関がきわめて不便な状況である。全く利用できない集落が5分の1あり、また、バスの運行回数が1日3回以下の集落が34のうち6つである。水道の普及率82.4%、ごみ処理の公共機関化79.4%等生活環境の大きな前進がみられる。

表(5-11) 野田町的生活環境条件別部落数状況

舗装道路率 3.5m 以上				交通機 関利用 できな い集落	バス運行回数				回ふだん利用し ている医療施設			医療施設まで の道路距離		
1 割	4 割 ~5 割	6 割 ~7 割	8 割 ~		3 回 以下	4 回 ~9 回	10 回 ~14 回	15 回 ~19 回	病 院	診療所	個人病 院	2km 未満	2km~ 4km	4km~ 6km
1	1	6	26	7	6	7	6	8	21	9	4	16	10	6

6km~ 8km	し尿処理くみとり				ごみ処理		家庭雑排水					工場の有無	
	8 割 以上	水道な し	個人業 者	自家処 理	公 共	自家処 理	河川に 流す	農業用 排水	集落内 排水溝	宅地内 吸水槽	その他	なり	ある
2	28	3	26	8	27	7	4	5	20	2	3	24	10

1980年農業センサス集落調査より。

(3) 人口移動と文化・環境整備問題

野田町は、集落別の人口移動をみると、いわゆる過疎、過密状況が町内で作り出されている。役場を中心とする集落には、人口の集中がみられ、農家率の高い、役場から離れた集落では、人口の減少が著しいのである。

野田町の34自治公民館単位に地区別の人口増減状況を昭和42年から昭和53年まで、人口変動の著しかった10年間を住民台帳からの集計結果よりみれば表(5-12)に示すとおりである。町全体で約10

表（5-12） 野田町部落別人口・児童・高齢者推移

	人 口			児 童 数			65歳以上人口			昭和55年農家率			
	昭42	昭50	昭56	昭45	昭50	昭57	昭45	昭50	昭57				
旧岩淵校区	尾	毛	無	49	38	16	2	2	0	7	11	5	63.6
	上	特	手	194	158	135	21	9	12	25	29	28	95.0
	下	特	手	183	142	123	8	9	9	23	27	31	84.6
	越		地	131	91	82	17	8	3	8	9	12	92.3
	川		平	89	74	70	8	6	6	7	10	14	94.7
	久	木	野	99	72	73	11	8	8	4	7	15	100.0
畑・樹園地帯	大		丸	145	113	113	15	13	8	10	9	16	81.3
	大		久	94	73	75	8	6	4	10	11	12	90.5
	受		口	97	79	76	10	9	3	9	17	15	86.4
	涼		松	90	69	68	12	7	3	10	10	8	78.9
上南流部野田川地帯	野		角	190	165	147	19	21	14	15	19	27	92.1
	籠	土	山	132	103	99	20	7	4	14	11	15	96.4
	青	木	原	174	122	114	22	7	7	17	13	11	71.4
	天		神	125	101	107	16	7	7	17	16	28	61.8
農村市街地・その周辺	大		日	98	63	54	6	4	4	8	9	15	29.2
	○仮		蔵	164	171	158	9	12	22	11	16	27	24.0
	加	治	屋	149	301	448	20	34	66	9	14	28	18.3
		町	屋	218	178	182	26	23	17	27	30	38	28.8
				210	133	142	15	7	11	19	19	23	41.9
	○別		府	218	213	225	21	22	18	24	29	26	55.6
	春		村	96	74	61	11	5	9	9	10	12	47.6
	西		通	135	115	124	14	12	8	12	17	23	51.3
	岩		元	250	204	194	30	21	18	16	22	26	57.9
	仲		町	230	205	197	26	15	24	20	18	29	32.4
	○上	田	園	96	88	112	10	8	15	14	13	19	79.3
田	多	園	137	107	125	10	5	7	18	20	37	73.5	
本		町	247	225	218	14	20	27	18	26	30	21.5	
○八		幡	221	236	347	22	28	30	19	27	35	31.1	
下北流部野田川地帯	瀬		戸	145	104	102	11	8	7	22	17	16	83.3
	中		郡	345	342	334	38	24	21	40	51	64	61.9
	屋		地	388	330	321	53	38	28	38	46	48	71.8
		旭		174	162	142	15	15	12	13	16	19	80.0
設運地帯施	上	餅	井	207	214	191	19	20	22	17	29	31	88.4
	下	餅	井	262	227	234	22	19	17	23	31	48	73.5
	そ	の	他	29	62	74							
	合	計		5791	5154	5283	581	459	471	556	649	831	

○印人口増大，部落人口，野田町住民台帳各年10月1日，児童数・各年度小学校学校要覧，65歳以上人口野田町老人福祉センター，昭和55年農家率農業センサス

年間に10.3%の減少率であるが、集落では、4地区が増大している。10年に2倍強と最も人口の集中している仮屋地区は、中央公民館、町営グラウンド、町立図書館、町立病院、中学校、老人福祉センター、青年の家など野田町の文化、厚生、教育施設の集中しているところである。

30%以上の減少率を示す人口減少の著しい地区は、山村集落である旧岩淵小校区と水田圃場整備を大規模にやったうちの上流地区になっている。農家率の高い農村集落において、相対的に減少率の鈍いところは、蓄産団地を形成している戦後開拓集落と大規模な圃場整備事業区でタバコと稲作の複合経営地区である。つまり、農業形態によっても人口減少が異なっている。

野田町全体で昭和45年より12年間に、児童数は、110名減少している。とくに減少の激しい時期は、昭和45年から昭和51年度までで、この間に、153名減少している。その後現在まで市街地を中心として児童数の増大がある。山村集落の児童数の減少は著しい。昭和52年の小学校統廃合は、山村集落の児童にとって通学を長時間にさせた。同時に山村の地域住民と教師の距離を遠ざけたのである。山村集落の越地、上特手の場合、昭和45年には、児童数17名、21名であったが、昭和57年には、児童数3名、12名となっている。それぞれ野田町において最も市街地から遠く、山間部に入った集落であり、バスの運行回数も、1日3回である（昭和57年）。また、水田地帯の上流地域の青木原地区の三集落の児童数の減少も著しい。昭和45年には、61名の児童数であったが、昭和57年には、25名と減少している。

タバコと稲作を中心とする下流の部落は、人口の減少は、相対的に低いですが、しかし、児童、生徒数の減少は著しい。例えば、屋地部落の場合、昭和45年には小学生が53名数え、部落全体の人口構成の中で小学生の比率は、14%占めていた。しかし、昭和57年に、生徒数は、半数近く28名に減少している。一方児童、生徒数が急激に増大している部落は、仮屋部落であり、昭和45年の20名が、昭和57年に66名と2倍以上に増大している。この他に児童数の増大しているのは5部落ある。2つは、前記の仮屋部落に隣接した部落であり、もう1つは農村工業の導入されている国道沿いの部落であるが、19名から22名と微増にすぎない。あと2つは、野田女子高に隣接する2つの部落で

表 (5-13) 野田町住民の生活環境整備意向調査

%

専 業 (153戸)	第1種兼業 (119戸)	第2種兼業 (132戸)	非 農 家 (105戸)				
農道	37	結婚式の費用	38	街路灯	42	街路灯	49
部落道	34	街路灯	34	結婚式費用	38	ゴミ処理	42
結婚式の費用	34	部落排水	33	電話	38	電話	36
部落排水	32	子供の遊び場	32	医療体制	36	医療体制	35
町税	30	部落道	31	子供の遊び場	32	畜産公害	32
町道	28	農道	31	農道	30	住民の水泳する場所	32
台風や大雨	27	近所づきあいの費用	29	台風や大雨	29	防犯体制	31
街路灯	27	葬式の費用	25	町道	29	子供の遊び場	31
畜産公害	25	台風や大雨	24	近所づきあいの費用	28	近所づきあいの費用	29

総戸数509調査、上位9番でカットした。野田町農村総合整備にあたっての「農家の意向調査結果」野田町役場調査

ある。人口の増減状況は、児童数の中で最もはつきりと現われてくる。ここには、教育、文化、厚生にとって便利な居住地域へと集中していることがわかる。

一方、野田町の老人福祉センターが把握している65歳以上の部落別人口の推移は、昭和45年から昭和57年までの12年間に、全体で約50%程の伸び率、275名の増大である。高齢者人口の増大は、どの部落においてもみられる。人口、児童数の著しい増大地域であった仮屋部落においても9名から28名と三倍に増大している。しかし、昭和57年度の小学生児童数が66名と65歳以上の人口の2.4倍近くを占めている。仮屋部落以外は、小学生の児童数よりも65歳以上の人口が上回っている。

野田町住民の生活環境整備の意向調査は、町役場で昭和50年に実施しているが、それは、全戸数の約3割程509戸に対して行なったものである。表(5-13)の示すとおり、専業農家153戸の調査結果は、農道、部落道、町道等の道路整備の要求が最も高く出ている。次に、結婚式の費用問題もかなり高く出ている。第2種兼業農家119戸の回答は、結婚式の費用の問題も最も高くあげ、次に街路灯となる。第2種兼業農家132戸の回答になると街路灯が最も高く、次に結婚式の費用となってくる。非農家105戸の回答になると街路灯が一番要求が高く、次にゴミ処理となってくる。農家の専

表(5-14) あなた自身にいまの生活で、次のどちらを望みますか。

	専業	1種兼業	2種兼業	非農家	計
イ 環境が少しぐらい破壊されても、もっと所得がふえることが必要	37 (28)	32 (31)	34 (30)	10 (12)	113 (26)
ロ 所得はとくにふえなくても住みよい環境を維持する方が望ましい。	95 (72)	72 (69)	81 (70)	75 (88)	323 (74)
計	132 (100%)	104 (100%)	115 (100%)	85 (100%)	436 (100%)

農村総合整備計画にあたっての「農家の意向調査」昭和50年10月野田町役場調査

表(5-15) 住みたいと思う点、住みにくいと思う点

野田町を住みよい所だと思いませんか、住みにくい所だと思いませんか。		野田町を住みよい所だと思いませんか、住みにくい所だと思いませんか。	
住みよい	373 (81.1)	災害が少ない	213 (18.0)
住みにくい	20 (4.3)	その他	5 (0.6)
どちらともいえない	67 (14.6)	住みにくいと思う点	
計	460(100.0)	人情味がない	11 (5.5)
住みたいと思う点		買物が不便である	24 (12.0)
人情味がある	226 (19.1)	物価が高い	30 (15.0)
買物が便利である	109 (9.2)	交通が不便である	28 (14.0)
物価が安い	16 (1.3)	文化施設が不足している	28 (14.0)
通勤、通学など交通が便利	182 (15.4)	娯楽施設が不足している	31 (15.5)
文化施設に恵まれている	47 (4.0)	医療施設が不足している	36 (18.0)
娯楽施設に恵まれている	29 (2.4)	自然環境がよくない	8 (4.0)
医療施設が整備されている	125 (10.6)	災害が多い	4 (2.0)
自然環境に恵まれている	230 (19.4)	その他	0 (0)

野田町「町民意向調査」昭和55年9月実施より。

表 (5-16) 現在の生活環境の評価

	深刻である		まだ問題がある		まあまあ改善された		計
	(1)	(%)	(2)	(%)	(3)	(%)	
ア 教育施設が不十分である	13	3.6	99	28.0	242	68.4	354
イ 公民館, 集会施設が不十分である	68	17.8	172	44.9	143	37.3	383
ウ 公園, 子供の遊び場がない	172	43.2	176	44.2	50	12.6	398
エ 医療施設が整備されていない	55	15.3	159	44.0	147	40.7	361
オ 生活に必要な買物が近くにできない	28	8.0	84	24.1	237	67.9	349
カ し尿処理が困る	56	16.5	129	37.8	156	45.7	341
キ ごみ処理が困る	53	15.1	113	32.2	185	52.7	351
ク 生活汚水の処理に困る	56	16.4	150	44.0	135	39.6	341
ケ 生活汚水等で河川や用水路が汚れ環境悪化が著しい	148	40.0	145	39.1	78	20.9	371
コ 公害悪臭騒音等に困る	70	20.1	133	38.2	145	41.7	348
サ 雨のとき水はけが悪い	81	22.2	111	30.5	172	47.3	364
シ 道路が悪く通行に困る	55	15.8	78	22.3	216	61.9	349
ス 自動車が多くて危いときがある	66	18.9	186	53.1	98	28.0	350
セ 夜道が暗くて危い	105	29.3	163	45.5	90	25.2	358
ソ 都会のように生活を楽しむ場所が少ない	88	25.3	164	47.3	95	27.4	347
タ スポーツ, レクリエーション施設が不足している	36	10.7	120	35.7	180	53.6	336

野田町「町民意向調査」昭和55年9月実施より。

業別形態によってその要求の強さの内容が異なっている。

表(5-14)に示すように、生活環境が破壊されても所得増大を望む住民意識は必ずしも高くない。しかし、非農家と農家の間に差が大きく出ていることは注目する必要がある。専兼別にこだわらず農家は、約3割近くの人が環境破壊されても所得向上を望んでいるのに対し、非農家は約1割程度にすぎない。

野田町では、昭和56年から10ヶ年の振興計画策定の為に「町民意向調査」を昭和55年9月510戸を対象に実施している。

表(5-15)に示すように、意向調査では、81.1%の住民が「野田町を住みよい所」と答えている。そして、住みよいと思う点は、「人情味がある」「自然環境に恵まれている」「災害が少ない」等を答えているが、住みにくいと思う点は、「医療施設が不足している」「娯楽施設が不足している」「物価が高い」「交通が不便である」「文化施設が不足している」等をあげている。

表（5-17） 深刻な問題として考えているもの

学校教育や子どものしつけ	145 (20.6)
子供が地元で就職する職場がない	207 (29.4)
就職したいが適当な職がない	74 (10.5)
老後や不時の事故に対し不安である	84 (12.0)
宅地の入手が困難である	29 (4.1)
地域のつきあいは負担が大きい	101 (14.4)
生活にうるおいと魅力ある文化、スポーツの機会が少ない	48 (6.8)
その他	15 (2.2)
計	703(100.0)

野田町「町民意向調査」昭和55年9月実施より。

表（5-18） 楽しく快適な生活をするために、生活施設としてほしいものはどれですか

区分	種別	集落での話し合いの場	生活改善教室	生活健康相談室	ガソリンスタンド	美容室	農協直営食堂	冠婚葬祭式場	託児所	自動車修理工場	計
		③ 142	85①	192②	179	6	15	32	18	26	
第1希望		③ 142	85①	192②	179	6	15	32	18	26	695
第2希望		19②	99③	80①	109	15	33	44	12	63	474
第3希望		27	36③	48	42	27	23②	56	23①	77	359
計	戸数	④ 188	③ 220	② 320	① 330	48	71	132	53②	166	1528
	割合	12.3%	14.4%	20.9%	21.6%	3.1%	4.6%	8.6%	3.5%	11%	100%

野田町農協「組合員意向調査」昭和55年9月実施

表（5-19） 集落で実施したい活動はどれですか

区分	種別	部落定例会開催	常例運動	環境安定運動	川をきれいに運動	花いっぱい運動	生活用品共同購入	健康診断	村まつり	郷土芸能保存活動	不用品交換会	スポーツ大会	農民祭	計
		③ 98	75②	176	55	58①	195	6	7	18	31	27		
第1希望		③ 98	75②	176	55	58①	195	6	7	18	31	27	746	
第2希望		9	62②	82③	79	67①	130	35	12	31	37	27	571	
第3希望		26	18	29	23	32①	82	33	22	37③	70②	76	448	
計	戸数	133	155②	287③	157③	157①	407	74	41	86	138	130	1765	
	割合	7.5%	8.8%	16.3%	8.9%	8.9%	23.0%	4.2%	2.3%	4.9%	7.8%	7.4%	100%	

野田町農協「組合員意向調査」昭和55年9月実施

表(5-16)の示すように、現在の生活環境の評価については、深刻な問題として、「公園、子供の遊び場がない」43.2%「生活污水等で河川や用水路が汚れ環境悪化が著しい」(40.0%)と高率になっている。まあまあ改善されたという項目は「教育施設」(68.4%)「生活に必要な買物」(67.9%)「道路」(61.9%)「スポーツ・レクリエーション不足」(53.6%)「ごみ処理」(52.7%)をあげている。野田町民が最も悩んでいる問題は、表(5-17)に示すように、「子供が地元で就職する場がない」(29.4%)「学校教育や子どものしつけ」(20.6%)にみられるように、子どもの進路と子育ての問題

表(5-20) 野田町集落別寄り合い状況

農業集落の寄り合いの開催回数別集落数							農業集落の寄り合いの議題別集落数															
							土地 基盤 の 計 画 ・ 実 施	農 道 の 維 持 ・ 管 理	農 業 用 水 の 排 水 路	水田利用再編の 対応・推進		機 構 等 の 利 用 ・ 運 営	農 畜 物 の 共 同 出 荷 の 割 当 ・ 調 書	請 負 い 農 作 業 等 の あ っ せ ん ・ 調 整	集 落 の も つ て い る 財 産 の 管 理 ・ 処 分 の 協 議	祭 り ・ 盆 踊 り ・ 運 動 会 な ど の 集 落 行 事	ご み 処 理 ・ 上 ・ 下 水 道 も ご の 生 活 環 境	非 農 業 的 開 発 の 協 議	環 境 悪 化 な ど の 対 応	農 協 ・ 共 済 組 合 の 業 務 協 力		
分 転 作 等 目 標 の 配 置	地 域 の 計 画 ・ 実 施 の 配 置																					
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
—	4	17	5	1	4	3	9	14	10	2	2	1	—	4	32	14	4	12	23			

昭和55年農業センサス集落調査より。

が大きくあがっている。

一方、野田町農協が、昭和55年9月に実施した組合員意向調査(全組合員に対して回収率98.4%、984名)のうち生活に関する調査結果は、次に示すとおりである。

生活施設としてほしいものは、「生活健康相談室」「ガソリンスタンド」「生活改善教室」「集落での話し合いの場」等あげている。表(5-18)参照。表(5-19)に示すように、集落活動で実施したいものは、「健康診断」「川をきれいにする運動」「部落常会の定例開催」等をあげている。更に、農協から生活指導に望むことは、「料理講習会」「消費者運動」「野菜づくり」となっており、農業簿記講習会などの生産と結びついた家計管理的な、小農民的な意識は高くなく、一般労働者家庭に近い消費者的な意識の傾向が強くあらわれている。健康問題や生活環境整備など都市住民と同様の要求が高く見られるが、部落の話し合いの場などを強く求める農村的な結びつきの志向も決して軽視できない大きな位置にあることも注目すべきである。

表(5-20)に示すように野田町の集落の寄り合い回数は3～4回程度の地域が最も多く、その話し合いの内容も「祭り、盆、運動会などの集落行事」に多くの議論がさかれ、「土地基盤」「農道、用水維持管理」等農業経営的な側面からの寄り合いが少なくなっているのである。つまり、部落の寄り合いがより社会教育の行事的要素や生活環境整備のためになってきている。しかし、部落の共同作業的要素も根強く残っている。34部落のうち、「農道の共同管理」をすることは、29地域あり、「農業用水の共同管理」をしている地域は22存在する。

野田町民の文化・環境意識にみられるように農村の伝統的な郷土芸能、村まつり、農民祭の要求は弱くなり、より都市化した生活意識が前面にだされている。

(4) 農業振興と生活環境

野田町の農業就業人口は60歳以上が30.5%を占め高齢化の状況が進んでいる。昭和55年の国勢調査において、農業所得で生活を支える比率は24.7%ときわめて少なくなっている。

1980年の農業センサスにおいても野田町の場合、農家率61.1% (野田町の場合統計的に全地域が農業集落に入っている) を占めており、多くの世帯が農業とかかわっているが、しかし、昭和55年

表(5-21) 今後3年～5年のわが家の経営を考えた場合どうしたいと思いますか
単位

区分	種別	拡大したい	現状のまま	縮少したい	せめたい
専業		47	106	9	3
第一種兼業		33	198	15	14
第二種兼業		26	278	22	17
合計		106	582	46	34

野田町農協「組合員意向調査」昭和55年9月実施

表(5-22) 一般的に耕地の利用率が低下していると言われますが、お宅ではどうですか。

区分	種別	低下している	変らない	上昇している	わからない	計
専業農家		51	63	21	6	141
第1種兼業		95	92	13	24	224
第2種兼業		142	111	16	27	296
計	戸数	288	266	50	57	661
	割合	43.6%	40.2%	7.6%	8.6%	100%

野田町農協「組合員意向調査」昭和55年9月実施。

表(5-23) 専兼別農業技術相談先

	専業	第一種兼業	第二種兼業	計	
て選豊 い定作 るは物 かどの の育苗 よう・ に品種 求めの	役場・普及所相談	3	0	7	10
	農協相談	5	4	11	20
	機械銀行へ	1	0	0	1
	専売公社・耕作組合相談	0	1	0	1
	近所の人と協力して	2	0	5	7
	個人で	5	3	7	15
	未回答	0	1	3	4
	すっ作 かた物 時や ど家 こ畜 にが 相病 談気 しに まな	役場・普及所	10	7	9
農協		4	4	22	30
共済組合		3	2	0	5
専売公社・耕作組合		3	2	0	5
プロイラーはの技士		2	0	0	2
獣医		0	0	2	2
近所の人		1	2	4	7

昭和55年3月鹿大教育学部社会調査実習調

9月の農協組合員意向調査（組合員94.4%回収）によれば、表(5-21)に示すとおり、農業経営の「縮少」「やめたい」とする組合員は、10.4%にすぎず、積極的に「拡大したい」13.8%となっており、「現状維持」が最も多く75.8%である。つまり、多くの農家は、農業によって主たる生計の源になっていないが、農業は棄てたくないということである。

表(5-22)に示すように、耕地の利用率での前記の組合員の意向調査は、専業農家も含めて低下しているという答が高く出ている。農業センサスによれば、昭和45年より昭和55年まで経営耕地面積は14%の 118 ha 減少した。このうち水田 33 ha, 普通畑 84 ha である。耕地の絶対的減少と利用率の低下は、農業荒廃の典型的なあらわれである。

所有権の農地の移動は、農地の荒廃の中でもむずかしく、賃貸関係が親せき、友人、部落の人ということで行なわれているが、農業委員会や農協に相談しての農地の賃貸関係はあまりみられていない。しかしながら、農協、役場、普及所に対する農業技術指導の要求は強く出ている。作物や家畜の病気の相談や育苗・品種の選定においては、表(5-23)に示すように農協の相談が最も高く、役場・普及所の相談も高く出ている。これと反対に、近所の人や個人のみでという回答はきわめて少ない。野田町においては、稲作が大きな基幹作物であったが水田利用再編成事業の中で農業経営意欲の後退もみられ、農外就労の志向が一層強まっている。

国のパイロット事業として、昭和49年に農業機械銀行を導入しているが、機械の農家普及によって、実際は、各農家間の受委託関係が進んでいる。農業機械銀行は、安定的兼業を志向する脱農業層によって利用されたのにすぎなかった。農家にとっては、好きな時期に機械を使いたいということと町の機械銀行では、日程的に定まっているので、また、オペレーターが自分の部落の人でなく、誰がのかわからないので、作業が荒いということであった。

表(5-24)に示すように、農協の組合員調査でも機械化による全面的協業化を希望するのはわずか5.8%にすぎない。「協業必要なし」「わからない」と答えるのを合わせると実に57.7%であり、協業を希望しても「一部作業協業」であったり「作目別協業」である。

昭和56年畜産複合地域環境対策事業で役場が設置し農協が管理している堆肥施設は、堆肥堆積場 600 m² と糞尿発酵処理場 1000 m² と大型な施設である。野田町における堆肥処理施設の事業は、畜産公害に先行して出てきたものであり、土づくり運動としての堆肥の積極的利用としての側面が必ずしも農家の中に位置づいていたものではなかった。そこでは、生活環境整備的な意味からの堆肥処理施設であった。昭和55年9月に実施した「町民意向調査」の結果において、公害に対する町民の意識は、「深刻である」(20.1%)「まだ問題がある」(38.2%)と半数以上の住民が問題を指摘

表(5-24) 「慢性化する労働力不足機械化貧乏等に対して今後は農業も協業化する必要があると言われていますがあなたはどう思いますか」。の回答

区分	種別	全面的協業化	作目別協業化	一部作業協業	協業必要なし	わからない	計
専業農家		6	19	47	42	42	156
第1種兼業		21	31	48	51	81	232
第2種兼業		15	40	78	72	127	332
合	戸数	42	90	173	165	250	720
	割合	5.8%	12.5%	24.0%	22.9%	34.8%	100%

野田町農協「組合員意向調査」昭和55年9月実施

していたのである。

昭和55年の農業センサスによれば、ブロイラーは28戸で、常時31参羽飼養され、採卵鶏は、19戸で約5万8千羽である。肥育牛は、殆んどが預託牛で58戸の495頭である。肥育豚は、39戸で4831頭（このうち85%が9戸による4500頭の大型経営）。この他に高齢者肉用牛導入としての繁殖牛28戸で75頭、繁殖豚105戸で521頭がある。これらの畜産は、野田町の農業粗生産額の中で大きな位置を占めている。昭和55年の野田町農協生産額販売扱総額約15億のうち、実に約6割が畜産になっている。ブロイラー団地などを作り、人家と離れて畜舎施設を建造しているが、防疫と公害問題が十分にされていないことを町当局も認めている。「畜産すべてに共通する問題として、防疫と環境（公害）問題があり、時に、肥育豚大型経営において公害防止施設が不満である。」（「野田町振興計画」昭和56年7月より）大型経営による畜産施設の近代化には多額の資金が強いられる。例えば、ブロイラー団地は、5戸の参加農家で昭和52年3月に完成しているが、総事業費約1億3千万で補助金、農協負担からの差し引きで農家の個人負担は、1農家当り1440万と多額の資金を必要としたのである。ブロイラーの導入は、大洋漁業、林兼産業のインテグレーションによって始まっている。町内に、食鶏処理場、孵化場、飼料基地を作っている。ブロイラーのインテグレーションは、直接的に生産者グループと商社との取引でなく、農協がその媒介頃としての位置をもっている。飼料購入、ブロイラー販売に農協を通して行なっている。ブロイラー生産農家は、同好会の組織を作り、事故災害用に1羽につき1円を積立てている。事故のあった農家に対して無利子で貸付けようとするものである。飼料の単価は、大洋で調整しており、農家にとっては、販売代金が大きな関心である。農協が生産者の代表となって商社との価格交渉にあたっている。農家にとって公害防止のための施設整備は、商社との価格交渉に大きく規定されている。生産費の中に地域住民の生活環境の問題をも入れての価格交渉が必要になっているのである。ブロイラーばかりでなく、肥育中においても農協による預託が普及している中で同様なことが問題になってくる。つまり、畜産公害は、個々の畜産農家の経営に解消しえない問題が大きく存在する。

農産物販売戸数の割合からみるならば、決して畜産の比率は高くない。そして、経営形態は、単一作物経営型46.7%、準単一複合経営37.4%を占め農作物の専作化が普及している。しかしながら販売額50万未満か稲作53.7%、いも類92.2%、果樹50.8%ときわめて小規模な家計補充的な販売額

表(5-25) 専兼別農産物販売額規模別構成比

%

	総農家数	販売なし	50万未満	50~100万	100~200	200~300	300~500	500~
総数	100.0	14.8	41.9	14.4	10.0	3.7	5.3	9.9
専業	100.0	9.1	37.9	11.5	9.9	4.7	8.3	18.6
第一種兼業	100.0	2.8	22.9	20.7	19.7	7.3	11.0	15.6
第二種兼業	100.0	24.6	54.4	12.9	4.9	1.2	0.5	1.5

昭和55年農業センサスより

である。販売額50万未満農家は、販売なしも含めて全農家の実に56.6%と過半数を越えているのである。また、専業農家のうち47%と半数近くが50万未満になっている。専業農家のうち300万以上の販売額をもつ農家は、わずか26.9%にすぎない、表(5-25)参照。全体に農家率が6割を越えている野田町であるが、農業所得は、家計補足的な側面をきわめて強くもっている。農業振興以上よりも生活環境的側面が前面に出てくる背景もここにある。

野田町農協の昭和56年度から3ヶ年の農業振興計画書における基本的な考え方に兼業収入の場を大切にすることと農協の生活活動の重視が次のように提起されている。

「日常生活にあっては、生活の都市化から多額の家計費を必要とするいわゆる消費者に変わった実状をふまえ、その生活費の確保対策には、十分な配慮が必要であります。なかでも兼業農家は、その零細な経営規模からの家計費確保は困難と考えられますので兼業収入の場を大切に、職場の経営安定や経済発展までにも気を配って経営者に協力し、兼業所得を維持されるよう望みたい……生産活動とともに生活活動も充実し、料理講習会、消費者運動、健康相談、生活改善教室等、明るく豊かな暮らしを築くために必要な諸課題を組合員とともに工夫しながら解決して、……」。

農協の生活改善運動は、厚生連健康管理センターと結びついで巡回健診、人間ドック、健康管理の為の料理講習、教養文化活動としての着付教室、共同購入、コープの利用促進等々が行なわれている。

(5) 日常生活圏と村づくり運動の実践事例

すでに指摘したとおり、野田町は、定住人口よりも昼間人口の多い地域であった。この主たる理由は、養鶏処理工場、食鳥処理工場（昭和56年事業所統計従業員256人）、コンクリートブロック工場（昭和56年事業所統計従業員90名）を中心とする農村工業の存在が大きな誘因になっている。通勤による周辺市町村からの流入は、農村工業、卸小売業など婦人を中心に行っている。一方昼間流出人口は、男性が中心になっているのも特徴的である。流出人口768名の71.7%は、男性になっている。建設業などは、昼間流出人口の中心をなしている。また、サービス業従事も昼間人口が少なくなっている。出水市市街地への通勤になっているのである。人口約4万弱の出水市は、昼間移入人口が3247人の存在である。

昭和48年12月に行なわれた野田町役場を中心とする「農家総合指導活動推進協議会の農業外の就業希望組調査」によれば、男性は、通勤で常勤的な勤務を大多数が希望し、屋内で機械や精密作業をする職種に期待している。女性の場合は、常勤とパートの希望が2対1になっている。表(5-26)参照。安定的通勤兼業を志向する野田町の住民は、労働力市場圏によって、より広域的な生活圏へと変動していく。さらに、耐久消費材、衣料品等の買物圏の広域化は、生活圏の拡大に拍車をかけていく。しかしながら、依然として、自治体単位、校区、部落等の各種の強固な社会組織の存在があり、生活圏の広域化の論理だけでは整理できない。そこには、野田町全体を単位とした機能的な組織と部落を基礎にした地縁的組織とが並存する。作物別の農業生産グループは、野田町を単位としてより機能的に展開していく。たばこ営農組合、プロイラー同好会、農協肥育牛部会、農協みかん

表（5-26） 農業外の就業希望について

		男	女	計
希望勤務形態	通勤で常勤的な勤務	204	102	306
	寄舎に入ってもよいから常勤的勤務	8	5	13
	通勤で臨時か短時間勤務（パートタイム）	11	58	69
	いまのところ具体的に考えていない	19	11	30
	計	242	176	418
希望職種	屋内で事務をとる仕事	16	37	53
	屋内で手先を使った精密な作業をする仕事	22	65	87
	屋内で機械などを使ってする仕事	89	30	119
	戸外で自動車や機械などを使ってする仕事	45	3	48
	戸外で特に技術がなくてもできる仕事	37	22	59
	機械の修理や整備などをする仕事	8	—	8
	守衛、雑役などどくに体力がなくともできる仕事	16	6	22
	その他	9	13	22
	計	242	176	418

野田村農家総合指導活動推進協議会「野田村農業の現状と改善施策」昭和49年2月より

部会等は、共同施設をも持ち活発なグループ研修を展開する。

青年の組織は、農業高校卒業生を中心とした後継者組織 YMC と青年団とがある。前者は、改良普及所の指導によって、20名前後で仲間づくりや農業研修などを行なっている。後者は70名前後で組織され、年会費2千円で、機関誌「あおむぎ」の定期的発行をして、多様な活動を展開している。野田町には、青年団による自主的管理の青年の家があり、自由に青年が寝泊りして話し含める場がある。昭和56年4月～昭和56年3月までの主な活動を青年団の総会資料から拾ってみると次のようになる。

女子宿泊研修（「合成洗済問題」）キャンプファイヤー（6月、7月）、夏祭り（踊りとたるみこしの準備）、着付教室、女子宿泊砂修（「日ぐらしの中の矛盾」）、美容講座、結婚教室（3日間「結婚と健康」「結婚と法律」「妊娠と生理」）、食生活と調理、町内廃品回収17万収入、町民体育大会（仮装行列、棒踊り、売店1万収入）、地区青年祭（意見発表、劇生きるために等）、クリスマスパーティ、青年祭りハーサル（意見発表、創作ダンス、婦人コーラス等）、野田町青年祭（劇、創作ダンス、意見発表、歌等）、歩こう会（43 km）、青年団スポーツ行事等々となっている。

野田町全住民が一同に会する行事は、夏祭り（2500～3000人）、町民文化祭（2000人）、町民体育大会（4000名）がある。それぞれ全町あげての行事である。町民体育大会は、昭和57年11月7日で19回目の実施である。幼稚園児、小学生、中学生、高校生、青年、婦人、成人、老人とそれぞれ階層ごとの競技種目から各部落対抗までの多彩な内容となっている。町民体育大会は、役場組織青年団、婦人会、PTA、子ども会、各部落組織あげてのとりくみになっている。

婦人会は、各部落ごとに組織されており、自治公民館を中心に結集する活動を展開している。老

人クラブは、町社会福祉協議による老人福祉センターの行事と各部落単位の活動である。

子ども対象としては、スポーツ少年団が6種目（昭和57年度180名参加）と各部落単位とした子ども育成会（28部落）が存在する。子ども会行事は、鬼火たき、タコあげ大会、十五夜、夏休みラジオ体操等々を行なっているが、父母による運営が現状である。これは、小学生中心の活動で中学生の参加がほとんどみられていないことが大きな理由の1つである。

それでは、具体的に農業生産も含めて野田町における各部落単位の村づくりの実践を紹介していくことにしよう。部落単位活動事例を紹介することは、日常生活の単位として、部落の自治的活動が重要な役割を果しているからである。

部落を中心とした自治活動の事例を紹介する前にいくつかことわっておく必要がある。野田町の部落は、34存在するが、戦前における部落は25であった。昭和9年に、部落の世話人制度を改めて区長制度として行政機構の末端組織として部落組織が強固にされているが、戦後においては、占領政策の中で大きな部落は分割され、現在の34になっている。しかし、田多園地区のように、現状においては、消防団、子ども会、婦人会等の組織や部落行事すべてをかつての同一部落で実施している場合もある。また、複数部落の範囲によって共同労働が組織されている場合もみられる。例えば、青木原、野角、籠土山のように三部落（合計戸数108戸、昭和56年10月現在）が用水路の共同労働を行なっているところもある。これは、方限という合議によってその運営が行なわれ、部落運営とは別になっている。山田楽という伝統芸能もこの組織で行なわれている。旧岩淵小学校の場合のように、学校統廃合以降も6集落が毎年運動会を実施したり、旧小学校区の財産を住民が管理維持しているところもある。以上のように、部落を中心とした生活圏も、それぞれの地域によって、範囲も行事も機能別に重層的に存在するのである。

1 二極分解化の青木原部落の村づくり

昭和56年10月1日の住民台帳による青木原部落は世帯数39戸、人口114人である。戸数には変化はないが、昭和42年から昭和56年までの人口減少率は、34.5%と著しい。昭和55年の農業センサスによれば、農家数25戸であり、10年前のセンサスは34戸であったことから脱農家も著しい。300万以上の農産物販売農家数は、11戸存在する。それらは、タバコと稲作によって粗収益をあげている。タバコを経営していない農家は、安定的やとわれ兼業志向で稲作のみとなっており、隣近所に請負せている農家が多い。昭和45年の農業センサスでは、農家率97%、専業農家率58.8%であった。昭和55年には、専業農家10戸存在するが、そのうち9戸が転作を強要されている。青木原部落で転作している農家は12戸であり、専業農家層の転作率がきわめて高く出ている。タバコは、連作障害を起こすということから、輪作を要求される。当初の部落の割当ての転作はほとんどタバコ作付で充当されていたが、転作割当ての拡大によって、タバコ農家はそば大豆等の転作をしなければならなかった。また、タバコ農家は、やとわれ兼業農家や年金生活者から水田を借入れしている場合が多い。タバコ農家は、部落内に耕作組合を作って、活発に砂修会をやっている。

青木原部落には、昭和55年現在、トラクター14台、田植機19台、バインダー18台、コンバイン4

台と昭和50年以降急速に普及していったので、農業機械銀行は、全く利用されていない。隣近所での請負が盛んになっている。部落の人の方が気軽に便利であるということである。また、圃場整備事業以降やとわれ兼業化も進み土地の借貸が激しくなっている。

昔から水問題が大きく、それをめぐっての地域のまとまりも強い。井堰からの分水は、水田面積に応じて配分している。水をめぐる争いは、対岸との部落であり井堰の破壊など警察が間に入るほどの激しいものが過去にいくつか起きている。新田井堰のかさあげもなかなか進行しない。昔から水が不足すると農家の戸主が集まって水をあげる「朝たんど、昼たんど」の作業を行っていた。井堰がコンクリートになる前は、たんど作業も重労働であった。松の木を切ってきて、くいを打ち、竹をまきつけて、泥をつけて完全にしめて水をあげるまで大変な仕事であった。しかし、恒常的やとわれ兼業農家と専業農家と二極分解することによって、たんどの作業も戸主が出ていくのではなく、婦人が出ていくのも数多くみられるようになる。たんどをめぐっての部落のまとまりは、必ずしも一致しなくなっている。各戸単位でなく、経営水田面積に応じてすべきという意見も婦人層を中心に方限総会で議論が粉叫している。

朝たんどは、遅くとも朝6時まで作業をしなければならず、専業農家以外は、最もやりたくない部落の作業とする意見のものが多。朝たんど、水あげ、水さらい等の作業は、三集落の方限単位で行なわれている。ここでは、部落を越えてのまとまりがある。三集落では、定期的の方限の会議を全戸数の参加で行なっている。しかし、それぞれの部落公民館長によると三部落がまとまるのはなかなかむづかしいとする。村づくり運動は、それぞれの部落ごとに計画をたてて実施している。しかし、伝統芸能である山田楽は、三部落のものであり、保存会を方限でやっている。山田楽は、三部落の若宮神社で祭っている。

昭和34年に一区画30aの水田の圃場整備が行なわれたが農家手持の耕運機では耕起できないほど砂利混りの硬い耕地であり、用水が多量に入るため、水稻集団栽培組合を組織して、大型トラクターの共同管理・利用から用水管理、品種選定、苗代、田植、防除まで共同作業を行なった。しかし、共同作業は3ヶ年程でやめている。まず、共同防除から解散している。病虫害の場合、1日遅れても効果がない場合がある。トラクターで散布すれば、10人程人数がいる。圧力もすごく、真夏は作業もきびしい。朝からぶっとうしてやるので体をこわす人も出てきた。農協の机上計算では、防除はできない。より個々の田畑の状況に合わせてしなければならないのである。集落単位での共同田植の場合も最初に田植えする土地と最後の田植えでは20日程の差があり、必ずしも適期どおりの田植えにならず、個々の農家間で、気まずい思いをしなければならない。また、最も気まずい思いをしたのは、圃場整備後の土地分配であった。

ところで、青木原の生活環境問題では、家庭用の排水問題が最も大きい。農業用水に家庭用の排水路とが一緒になっており、非常に衛生上問題を持っている。とくに、天気が続いたときは、家庭用排水の垢が溜る。いつも流していたらきれいになるのではないかとということで、水の多目的利用の事業ということで、他の産業に利用するという口実で事業を計画している。個々の要望で

は、役場や行政機関は動いてくれないので、部落としてまとまって提出していく計画という。生活環境の問題は、非農家から多く出されていく。用水路までの生活排水などは、部落としては、個々で清掃するようにとり決めを行なっている。

ところで、青木原には、昭和57年度現在小学校児童が7名いるが、この子供達の遊び場のないことも大きな問題になっている。子ども達は、道路で遊んでいるのである。公民館近くを整備して子ども達の遊び場を作る話しが農村環境整備の課題として進んでいる。青木原の児童・生徒の村づくり活動の参加は、三集落で共同で行なっている無形文化財山田楽の継承保存であるが、地域の父母の全面的協力のもとで子ども達に伝承されている。

2 主婦農業化の野角部落の村づくり

農業センサスによれば、野角部落は、青木原部落に隣接しているけれども、男子生産年齢人口のいる専業農家率11.4%ときわめて低く、農産物販売額300万以上越す農家は、一戸にすぎない。多くは、100万未満(60%)の農家である。しかし、昭和45年から昭和55年までの10年間に農家戸数世帯の変化はないが、人口は、昭和42年から昭和56年まで22.6%の減少率である。青木原部落ほどには両極の分解が進まず、人口減少もない。

野角部落の中で注目すべきことは、婦人みかん生産グループである。主婦のみで、みかん生産を行なえるように、一貫した作業技術を身につけている。それは、生活改善運動と結びつきの生産グループ活動を特色としている。学習会は、毎月定期的の実施しており、部落婦人会組織とは生活改善グループと別個になっている。世帯主のやとわれ兼業による脱農化が、主婦によるみかん生産グループが生まれた契機である。野角の場合、みかん組合は、2年ごとに交代していく方式をとっている。昭和40年ころから部落全体にみかんが導入されたが、はじめのときは、非常に収益はあった。昭和45年以降、世帯主の建設業日雇が一般化される中でみかん園が荒廃していったが、みかんを作っている以上、簡単にはやめられない。昭和50年頃から主婦による生産グループがみかん園たて直しとして生まれていくのである。この生産グループが生まれることによって、婦人会それ自体の発言力も部落の中で大きくなっていく。

昭和55年の農業センサスによれば、60歳未満の女性の農業就業人口は、男性の三倍以上も占めている。男性の兼業の内訳は、主に恒常的勤務12名、主に日雇・臨時雇10名、自営兼業3名となっており、明きらかに不安定就労である日雇い層も半数近く占められている。

三部落でやっている山田楽の伝統芸能についても野角部落は積極的に参加している。村づくり運動の基盤に、三部落の方限をもっていこうとする考えが役場の農村振興運動の中にある。三集落で農村振興運動の協力員15名置いている。今までの方限の会議の記録は、きちんとされていなかったが、振興運動によって記録もとって整備していく計画でもあるとのこと。

みかん、タバコの研修会などは、部落単位で行なっている。しかし、経済的なものに対する関心だけでよいのであろうかということで、部落をどうまとめていくかという課題を農村振興運動の中で野角部落は苦慮している。そこで町全体の運動会を村づくりへ積極的に位置づける。町全体の運

動会は、部落ぐるみとりくみを行なうが、村づくりの話し合いということはない。とくに、男性の参加は、ソフトボール、駅伝の関心に強く出ているが、部落総会や農協の部落報告などの会合は、婦人主体になってきている。方限の会合も婦人の方が多い。このような中で、今までの部落、方限限での慣行について、色々と婦人の側から問題が出されていく。

昭和55年3月、三部落の方限の会合においても戸主代表としての婦人から朝たんの是非について問題が出されている。「朝たんに欠席する農家に過徴金をとるのはどうなのか、また、田んぼを作っていないのにたんどに出会させられるのは納得できない」ということである。部落総会では、土地の名義をもっているのだから出会すべきという意見と対立している。ここには、稲作の隣近所同志の請負耕作が普及する中で、零細土地所有者の非稲作経営化によって、所有と経営の矛盾が出ているのである。部落のまとまりということで、その矛盾の負担として、婦人層が狩り出されている中での粉叫である。

3 山村地帯の下特手・上特手部落の村づくり

下特手・上特手の二つの部落の世帯数は、84世帯あり、旧岩淵小校区（6部落）のなかで最も世帯数が多い。（他の4部落計77戸、昭和56年10月1日住民台帳調）。昭和52年以降の学校統廃合以降も旧校区住民は、学校跡地運動場において、旧校区住民全員による大運動会を3月に実施している。学校跡地は、旧校区住民の公民館として現在利用されている。しかし、それぞれに部落公民館も存在し、下特手は、昭和55年に部落公民館を新築し、上特手は、昭和56年に全面的な改築修理を行なっている。

下特手は、旧岩淵小のあった地域である。農家率は、84.6%となっており、上特手の95%と比較すると非農家はやや多い。小学生の児童は、下特手9名、上特手12名おり、両部落とも一定の割合で存在し、昭和50年以降の児童数は必ずしも減少せず、横ばい状況が続いている。

下特手は、総農家数33戸に対し、販売額200～300万2戸、300万以上は8戸あり、養豚、養鶏、タバコ農家と農業中心で生計を営む層である。このような中で生産グループも果樹、畜産、園芸、タバコ、筍、普通作・山林等の部会がそれぞれ相互に研修している。昭和57年度の果樹部会は、せん定穂木採取講習会、高接講習会、キウイ植樹講習会、摘果講習会などを実施している。現在の部会の研修課題は、優良品種への更新になっている。

畜産部会は、経営診断会、自給飼料研究会、夏季管理研究会、冬季管理研究会を実施している。そして、畜産農家と稲作農家のワラの交換なども推進している。また、畜産堆肥を農地へ還元していく土づくり運動も実施している。

園芸部会は、稲作の転作としてそら豆やえんどう豆の植村、管理作業の研修を行なっている。タバコ部会は、連作の出きない作目ということから輪作体系や借地計画が大きな課題になっている。たばこ農家にとっては農地の流動化の促進が大きな関心である。

筍部会は、早掘出荷と増産を課題にして竹林改良、土づくりの研修を行ない。そして、研修会は、講習会形式ばかりでなく、先進地視察や品評会なども企画する。

普通畑・山林部会は、山苗木実生講習会、土作り研究会、農機具点検、水稻育苗講習会、水稻防除研修会、モデル部落合同視察、造林管理作業研修会などを実施している。

研修の形態は、講習的なものばかりでなく、現地指導、品評会、視察なども入れて多様にとりくんでいる。講師の中心は、農業改良普及所や役場の経済課となっている。以上のように各種の研修会を実施しているが、主婦農業化、高齢化は避けることができなく、後継者問題は、下特手の最大の課題になっている。33戸の農家に対して農業就業人口のうち、40歳未満の男性は4名にすぎない。40～60歳未満の男性は7名、60歳以上10名であり、男性の合計は21名ということである。これに対して、女性の60歳未満の農業就業人口は、25名に達しており、60歳以上が15名である。主婦農業の進行によって、各生産グループの参加は、婦人の方が多くなっている状況である。(昭和55年の農業センサスより)。下特手では、町内に職場をもちながら結婚すると役場周辺に別居する傾向が強くなっている。

一方、生活環境・文化のための村づくり運動も生産グループ活動と同様に部落自治公民館で活発に行なわれている。

部落婦人会は、ミニバレー、温泉旅行、映写会、苗代育苗受講(3回)、健康管理講話(5回)、着つけ教室と毎月行事を実施している。下特手の町の実施する健康検診率は、69%と他の地域に比して高く出ている。これは、婦人会を中心とする健康管理講話(保健婦の講話)が大きな役割を果たしている。部落の中では、目に見えない障害も多くなりつつあり、農休日を設定したり、農薬の正しい使用方法の推進などの運動を実施している。

生活改善グループでは、毎月、食生活改善を目的とする料理研修を自治公民館で行なっている。また、自給野菜作り運動も行なっている。例えば、ナスビを自分達で植えてナスビ漬け講習会なども実施している。

文化活動も生花グループを作り、毎月2回の研修会を行なっている。参加人員は、10名の主婦である。

部落公民館長を責任とする社会教育活動は、生活環境整備を重点に置いている。衛生害虫の共同防除は、年3回実施されたが、全部落住民に徹底しないという問題点を残している。春と秋に農道と排水路の清掃、補修を行なっているが、男性の参加も必ずしも徹底せず、出きるだけ男性が出役するように農村振興運動として、部落でとりきめを行なっている。防犯灯、ロードシラーの必要場所の点検活動を行ない、計8ヶ所の要求箇所を役場に提出する。

共有林の下払い、自治公民館、ごみ回収所の清掃(昭和55年5月には、部落民の奉仕作業でゴミ収集場の屋根作りも行なっている)も部落の共同作業の大切な仕事である。

部落の行事は、日岩淵校区の運動会の他に、総会を兼ねての花見会、十五夜綱引き、鬼火等が催される。

上特手部落の村づくり運動は下特手と同様に各農作物ごとの生産グループ活動、生活環境整備、文化活動等活発に行なわれている。しかしながら、下特手の活動と異なる点は、果樹生産部のグル

ープ活動が活発なことである。これは、部落住民の多くがみかん作りをして生計を立てていたことと早生品種のみかん更新、ネーブルの屋根掛栽培などによって若者のUターンがみられ始めていることである。部落内までバスが入らない中で、子供達は山道を1km程県道まで歩いて、バスに乗って小中学校に通学するという交通条件の困難な部落である。みかんグループの研修は、農業改良普及所や役場経済課、農協等から講師を招いての講習会、現地指導ばかりでなく、自分達だけで自主的に研修会を開いているのが特色である。果樹農家にとって、農薬の安全使用も大きな課題であり、医師を囲んでの農薬症の勉強会などを開くことや食生活の改善の問題をとりあげるなど、健康管理に対する関心も高く出ている。

部落行事は、部落全員による花見や15夜の綱引、鬼火、海水浴などを実施している。

4 農村市街地周辺地域の岩元部落の村づくり

岩元部落は、農村市街地をもつ農業集落と連続している部落である。農家は33戸である。農家率は57.9%と過半数であるが、しかし、販売額300万を越す農家はわずか3戸であり、50万未満は11戸になっており、大多数の農家が家計補充的、または、自給的農業である。雇用兼業の形態は、恒常的勤務と日雇・臨時それぞれ11戸ずつの同数である。年金生活的専業農業が6戸ある。農産物販売額第1位の部門別農家数は、稲作10戸、雑穀・いも類・豆類5戸、果樹5戸、養豚・養鶏5戸、たばこ1戸と作物経営形態も多様になっている。（昭和55年農業センサス）昭和45年から昭和55年まで部落の世帯数は、11世帯増大しているが、人口は、9名と微減の横ばい状況である。（役場住民台帳統計）農家数も2戸の減少と微減である。ところで、小学生の児童もこの間は、7名の減少となっており、昭和55年度には23名になっている。（野田小学校要覧統計）農村市街地の農業集落である仮屋部落等の人口、世帯数の急増と比較すると極端な変化はみられていない。しかし、農業就業は昭和45年から10年間に半数になり著しい減少をみせており、高齢化も急速に進んでいる。昭和55年の男性農業従事者の過半数が60歳以上となっている。（以上の統計数字は農業センサスより）

岩元部落は人口の横ばい状況であるが、脱農業化は著しく、労働者化の一般化している部落であることがいえる。

岩元部落は、兼業化によって共同作業はなく、農業によっての部落のまとまりはみられない。後継者になる年齢層も一緒に同じ家で生活しているが、零細経営規模のためほとんど農業に従事していない。部落のまとまりは子どもの行事を契機としている。部落の共同活動は、子供の母、母の日の一日遠足、子供会キャンプ、十五夜の親子綱引、母と子どもの相撲大会、鬼火たきである。子ども会を作ってこれらの行事を実施しているが、親が司会をしたりして、必ずしも子どもの自主的なとりくみになっていない。これは、中学生の参加が日常的にみられないのも大きい。子ども会は、小学生までということである。

子どもを中心とした行事の中で、部落のまとまりに活気が帯びるようになり、婦人会、青壮年部などの泊りがけでの旅行も行うようになっている。さらに、社会体育によるソフトボール大会、バ

レーボール大会などが部落の親睦会に拍車をかけていった。このような中で、老朽化した自治公民館に変わり、新たに公民館建設運動が始まったのである。昭和57年1月より毎月各戸5000円積立を始めるようになっている。公民館建設の計画作りは、部落住民のまとまりを一層強めている。

部落内のグループ活動は、婦人会を中心に生花、お茶、料理等を催している。講師は、部落内に人材があるので気軽に頼むことができる状況である。しかし、個人宅でやっていることもあり、参加範囲にも限界をもっている。料理講習なども栄養や健康問題と絡めて研修を行なっているが、役場の実施する健康検診率は41%と野田町の中で低い地域になっている。

婦人会活動は、子ども行事を全面的に支えていることから夫の信頼度も高く、妻の活動が忙しいときは、夫が子守りや家庭的なこともさせられている。現在の祖母の時代は、婦人会の活動も夫に気がねして出席しなければならなかったが現在は、夫の協力もある時代になり、自由に婦人の地域活動ができるようになってきているとのことである。婦人会活動の実態は、小学生の居る家庭の主婦を中軸にして様々な活動が行なわれているのも1つの特徴である。つまり、子どもの問題から発展して、部落の趣味のサークルも作られていったのである。そして、部落PTAとしてではなく、地域婦人会として、児童のいない主婦層も含めての活動になっていく。

岩元部落の村づくり運動の申し合わせ事項には、農業振興のことは一切でてこない。それは、「部落内の親睦を図る」「衛生害虫の共同防除」「生活排水の整備の責任」「住民健康診断は全員受けようということである。農業のことが村づくりとして位置づけられてくるのは、手づくり野菜の研修ということだけである。

第三節 農村の消費生活の都市化問題

(1) 農家経済と消費構造

消費水準は、各世帯の所得水準に規定されることはいうまでもない。積極的労働力政策による農民の全階層的な賃労働者化によって急速に増大した。それは、農家世帯員の多就業化の中で進んだ。表(5-27)に示すとおり、勤労者世帯に対する農家の総所得は、昭和40年時において、同水準の率であったが、10年後の昭和50年には、勤労者世帯よりも36.7%の割増しである。しかし、農家の場合、世帯当りの就業者は、2.56人と勤労者世帯の、1.50人よりも1人分多く、就業者1人当たり所得は、8割程にすぎない。昭和50年以降は、農家労働力の雇用吸収の悪化の中で、勤労者世帯に対する所得の割合は、縮少してきている。

表(5-27) 勤労者世帯の所得に対する農家所得の割当

	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和56年
世帯当たり所得	104.7	114.8	136.9	132.7
就業者1人当たり所得	59.0	67.3	80.2	79.4
世帯者1人当たり所得	81.5	92.3	114.4	114.6

農林水産省「農家経済調査」総理府「統計調査」加工『農業白書付属統計書表』17頁より

表(5-28) 農家の飲食物自給度の推移

(単位：%)

	35年度	40	45	50	56
飲食物総合	55.8	45.7	34.9	26.1	20.2
うち米	92.2	91.2	91.9	88.5	84.9
みそ	89.0	81.9	74.1	64.1	52.0
鶏卵	86.2	70.5	44.3	20.7	13.5
野菜	85.2	79.2	67.7	60.1	54.3
漬物	82.2	60.3	48.7	34.7	24.9
牛乳	59.7	34.7	19.2	11.0	3.2
果物	26.6	24.7	17.7	13.4	11.5

資料：農林水産省「農家経済調査」

注：米、みそ、鶏卵及び牛乾については数量ベース、他は金額ベースである。

表(5-29) 類型別の農家経済(56年度)

(単位：人、千円)

		世帯員数 (月平均)	農業所得	農外所得	出稼ぎ・ 被贈扶助 等の収入	農家 総所得	家計費	農家 経済余剰
専業 兼業 別	専業農家	3.99	2,392.0	455.2	1,403.1	4,250.3	3,384.0	250.9
	うち専従者がいる	4.55	3,026.9	448.7	1,195.5	4,671.1	3,598.7	348.4
	専従者なし	2.32	447.6	474.8	2,039.4	2,961.8	2,727.0	△48.1
	第1種兼業農家	4.95	3,254.1	1,733.0	988.9	5,976.0	4,197.3	978.2
	うち専従業がいる	5.07	3,491.4	1,835.4	971.5	6,298.3	4,310.4	1,134.3
	専従者なし	4.39	2,103.8	1,234.0	1,072.3	4,410.1	3,647.4	219.3
	第2種兼業農家	4.45	461.5	4,737.8	1,101.2	6,300.5	4,274.6	1,103.7
	うち専従者がいる	4.80	1,131.7	3,859.0	1,036.2	6,026.9	4,204.7	936.1
専従者なし	4.37	295.5	4,955.7	1,117.2	6,368.4	4,291.9	1,145.3	
経営 耕地 規模 別 (都府県)	平均	4.40	937.8	3,867.6	1,128.7	5,934.1	4,103.1	978.9
	0.1～0.5ha	3.96	160.4	4,693.2	1,174.6	6,028.2	3,978.1	1,186.4
	0.5～1.0	4.31	626.4	4,253.7	1,060.8	5,940.9	4,093.8	963.6
	1.0～1.5	4.51	1,312.0	3,303.5	1,156.3	5,771.8	4,097.7	873.5
	1.5～2.0	4.90	1,919.5	2,804.2	1,026.4	5,750.1	4,273.8	669.5
	2.0～2.5	5.34	2,297.5	2,249.7	1,120.0	5,667.2	4,246.6	612.3
	2.5～3.0	5.50	3,083.6	1,867.4	1,069.0	6,020.0	4,237.6	945.6
	3.0ha以上	5.75	3,507.7	1,556.4	1,401.0	6,465.1	4,743.8	796.6

資料：農林水産省「農家経済調査」

小農的生産者としての消費構造の特徴を考えていくうえで、消費材の自給性は、重要な問題であるが、その中で、とくに、飲食材は、農業と直接関係があり、農産物の商品化が著しく進んでも長く自給率の高さを保持してきた。表(5-28)に示すように、昭和55年時は、実に、半数以上が飲食材の自給であったが、昭和55年には、2割程に激減している。これは、農業所得による家計充足率の減少と平行して進んでいる。つまり、やとわれ兼業収入による家計費充足率の増大ということであり、賃金収入による生活の再生産維持という労働者家庭に近づいてきている。飲食物自給度の中で、最も減少していったのは、鶏卵、牛乳の畜産物であり、次に、漬物、みその家庭での手づくり

表 (5-30) 昭和55年度二兼農家の兼業形態別の農家経済 (単位:千円, %)

	農家所従	農外所得	うち労賃・俸給収入	農家依存度	家計費充足率		農業組収入に占める称作収入の割合		世帯員1人当たり可能分所得	
					農業所得	労賃・俸給収入	40年度	55年度		
二 兼 農 家	4,899.4	4,462.5	3,926.5	8.9	10.6	95.6	53.0	48.9	1,145.4	
二 兼 農 家	世帯主農業専従	5,024.5	3,807.3	3,016.4	24.2	28.4	70.4	...	21.8	980.0
	世帯主農業主	4,312.9	3,460.3	2,754.7	19.8	21.3	68.9	...	39.9	1,009.3
	世帯主兼業栖常勤務	5,465.0	5,173.9	4,859.7	5.3	6.8	114.1	...	58.2	12,637.1
	〃 出稼ぎ	2,718.8	2,138.9	1,811.9	21.3	15.5	48.4	...	70.4	11,876.4
	〃 日雇い・臨時	3,816.8	3,286.4	2,971.9	13.9	15.0	83.9	...	55.7	959.3
	〃 自営兼業	3,984.2	3,708.6	1,244.1	6.9	7.5	33.9	...	57.6	10,160.9
	その他	4,234.2	3,943.1	3,299.8	6.9	7.1	79.9	...	62.3	10,344.3

農林水産省「農家経済調査」による。

表 (5-31) 農家及び勤労者世帯の一人当たり家計費の比較 (単位:1,000円)

会 計 年 度	農家(全国)	勤 勞 世 帯			
		全 国	人口5万以上の都市	1) 人口5万未満の市町村	町 村
昭 和 52	667.1	604.7	612.8	585.0	584.5
53	709.8	633.3	657.6	585.0	585.0
54	767.4	681.8	690.1	659.9	653.8
55	822.7	725.2	736.8	689.2	687.4
56	855.8	768.1	778.4	733.6	727.8
勤労者世帯に対する農家の割合 (%)					
昭 52	—	110.3	108.9	114.0	114.1
53	—	112.1	107.9	121.3	121.3
53	—	112.7	111.2	116.3	117.4
55	—	113.4	111.7	119.4	119.7
56	—	111.4	109.9	116.7	117.6

注:1)は、「小都市B」(人口5万未満の都市)と町村の平均である。

農林水産大臣官房資料による。

家計費は、住居費のうち家賃・地代・設備修繕費・減価償却費を除いたものである。

ポケット農林水産統計 昭和58年版101頁より。

農産物加工品である。しかし、米などの自給性は、85%程を示しており、昭和35年より年20間に大きな変化をみせていない。つまり、主食における自給性の傾向が現在においても強く現われている。農家世帯においても、米の消費量は、20年間に著しく減少していることを忘れてはならない。ここには、食生活の大きな変化がある。つまり、パン食、畜産物の普及などの食生活の欧米化が農家においても押しよせていったのである。自給的な側面としての零細農業の存在は、低賃金構造、社会福祉の遅れを補完していく。

表(5-29)に示すように、専業農家で専従者なしの農家所得は、農業所得もきわめて少なく総所得も第2種兼業農家所得の半数にも満たない低所得層である。農業センサス等に出る統計上の専業農

家は、多くの高齢者世帯、障害者、失業者などの社会福祉対象者が含まれている。一方、第2種兼業層は、全体的に最も高い所得層になっているが、表(5-30)に示すように、2兼農家を安定就労性の面から類型してみると出稼ぎ、日雇い層は、低所得層になっている。出稼ぎ層は、農業所得も低いにもかかわらず、農家経済において、農業依存度を2割程の一定の比率を維持している。また、同時に、自給飯米、野菜としての農業も、これらの単なる専業別のみでは、農家所得の高低を明きらかにすることはできない。労働力市場との関係での農家所得が重要になっている。経営規模別の大小による農家所得は、3ha以上が最も高く、2ha～25ha層が最も低くなっている。一方、家計費は、0.5ha以下層が最も低く、貯蓄率の高さをみせ生活の堅実性を現わしている。

表(5-31)に示すように農家の家計費総額に対する勤労者、世帯の家計支出の割合は、農家世帯の方が上回っている。しかし、勤労者世帯を人口5万以上の都市と5万以下の市町村に分けてみると、5万未満の方が低くなっており、これは、農村部において、勤労世帯の生活水準が著しく低いことを示している。昭和56年度において、一人あたりの家計費が約13万円も開いているのである。更に、地域別にも農家所得は、大きな開きがある。昭和55年度の戸当りの農家所得の平均は、南九州で、309万に対し、東海では、570万となっている。（農林水産省「農家経済」より）これは、やとわれ兼業収入の違いが、そのような大きな開きを生みだしている。

表(5-32)に示すように、農家の家計支出の項目を勤労者世帯と比較すると、耐久消費材の購入、交際費が大きく上回っている。これに反して、食料費、住居費、教育関係費等の基礎的支出は、低くなっている。つまり、生活していくうえで不可欠な必需品的要素をもつ項目は、勤労者世帯より

表(5-32) 農家世帯、勤労者世帯費目別支出

(単位：千円)

	農 家 世 帯		勤 労 者 世 帯	
	昭和52年	昭和56年	昭和52年	昭和56年
消費支出総額	2,388	3,407	2,532	3,271
基礎的支出計	1,104	1,371	1,284	1,578
食料費	720	853	816	931
家賃・地代、水道料、光熱費	132	219	216	317
教育関係費	168	185	180	239
保健・医療費	84	114	72	91
選択的支出計	1,080	1,622	1,080	1,364
衣料品費	204	268	204	237
耐久消費材購入費	204	368	192	230
レジャー・娯楽費	132	179	132	177
教養費	96	107	96	114
交際費	192	405	180	249
小遣い	252	295	276	357
その他	168	417	168	329

経済企画庁「消費動向調査」より

も低くなっている。また、選択的支出の要素をもつ中でも教養費、小遣いなどの項目は、勤労者世帯よりも低くなっている。

昭和52年から昭和56年には、消費支出の合計が、農家の方が勤労者世帯よりも多くなって、逆点しているが、それは、耐久消費材、交際費の伸びが大きな役割を果たしたのである。

昭和52年から昭和56年までの耐久消費材の伸びは、農家の場合、55%の上昇であり、勤労者の場合、19%となっており、交際費においても、農家の場合、95%の上昇率に対して、勤労者の場合、35%の上昇率となっている。これに反して、この間の教育関係費は、農家の場合、19%の上昇率に対して、勤労者の場合、36%の上昇であり、教養費も、農家の場合32%に対して勤労者の場合、50%の上昇となっている。これらの事実から、農家の消費支出の上昇志向が、耐久消費等の固定的な消費材と交際に金銭をかけるということになり、文化的な教養・教養費は控えるという傾向があるのである。

とくに、交際費の年々の急上昇は、農村社会の人間関係の特徴からくる支出である。それは、根づよく残っている地縁、血縁関係の交際に、手作りの伝統的なもてなしがうすくなっている。農民的な生活行事の商品化が大量消費生活の中でより一層の交際費の増大となっていくのである。

表(5-33)に示すように、主要耐久消費材の普及率において、農家世帯が全世帯と比較して上回っている代表的商品名は、乗用車、ライトバン、オートバイ・スクーターである。自動車は、昭和57年時において普及率で農家の方が18%も上回っている。更に、わずかながらであるが、電子レンジ、ステンレス流し台、ベット、応接セット、食堂セット等の台所製品、大型の家具類が上回っている。これらは、住宅事情の広さにも大きく影響しているとみられる。また、ルームエアコン、じゅうたん、ピアノは、全世帯の方が農家よりも普及率が上回っている。

1970年のときには、乗用車すらも農家世帯が著しい普及をみせていた訳ではなかった。食堂セッ

表 (5-33) 主要耐久消費材の普及率

(単位：%)

	農 家 世 帯		非 農 家 世 帯	
	昭和47年	昭和57年	昭和47年	昭和57年
じゅうたん	25.1	64.7	46.2	74.5
食卓セット	22.7	72.3	35.5	63.9
応接セット	17.4	45.8	26.6	39.6
ベット	22.4	51.8	35.1	46.8
ステンレス流し台	48.1	86.8	59.1	85.6
ルームエアコン	1.1	23.5	11.3	45.4
電子レンジ	2.2	41.3	5.7	39.6
電気掃除機	64.4	96.2	83.5	97.0
ステレオ	27.3	58.7	43.6	62.0
ピアノ	2.9	12.2	9.9	19.0
乗用車	34.1	80.4	29.1	58.9

経済企画庁「昭和57年版家計消費の動向—消費動向調査—」より

表(5-34) 専業別にみた農家家族員の労働時間

	専業農家			第一種兼業農家			第二種兼業農家		
	専る従業者のい	専以の従下いる者の59男歳子	農の家専ない従い者農	専る従業者のい	専以の従下いる者の59男歳子	専ない従い者の農家のい	専る従業者のい	専以の従下いる者の59男歳子	専ない従い者の農家のい
世帯員数	4.70	4.96	2.61	5.02	5.05	4.65	4.90	5.21	4.43
家族農業就業者数	2.64	2.74	1.26	2.52	2.58	1.86	1.97	2.15	0.61
うち男子農業専従者	1.23	1.32	—	0.98	1.20	—	0.60	1.06	—
家族員の労働時間	5,609	5,895	1,752	6,797	7,112	4,220	6,521	7,259	4,708
うち農業労働	5,192	5,489	1,311	4,578	4,944	1,914	3,168	3,790	841

農林水産省「農家経済調査」より

表(5-35) 野田町における専業別、夏冬別生活時間

		専業				第一種兼業				第二種兼業			
		父親		母親		父親		母親		父親		夏冬	
		夏	冬	夏	冬	夏	冬	夏	冬	母	親	夏	冬
起床時間	5:00 前	2	0	3	0	0	—	1	0	0	0	5	0
	5:00~5:30	3	1	4	1	4	1	6	1	1	0	3	1
	5:30~6:00	4	0	1	2	3	0	2	2	1	0	3	2
	6:00~6:30	4	4	2	6	2	5	0	5	10	10	12	15
	6:30~7:00	0	6	4	3	0	2	0	1	9	11	2	4
7:00~	0	2	0	2	0	1	0	0	5	5	3	3	
仕事に出かける時間	5:00 前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5:00~6:00	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6:00~7:00	1	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0
	7:00~8:00	5	3	5	4	5	7	6	4	19	15	15	13
	8:00 以降	4	8	7	10	2	2	3	5	7	11	11	12
帰宅時間	5:00 前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5:00~6:00	1	10	1	11	0	7	0	8	11	11	10	17
	6:00~7:00	1	1	2	0	2	2	2	1	11	12	14	8
	7:00~8:00	6	1	6	2	6	0	6	0	4	3	2	0
	8:00 以降	4	0	5	1	1	0	1	0	0	0	0	0
就寝時間	8:00 前	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0
	8:00~9:00	2	1	1	1	0	1	0	0	1	2	1	2
	9:00~10:00	1	2	1	2	2	1	0	1	7	7	4	4
	10:00~11:00	6	8	9	10	5	6	4	7	8	9	11	13
	11:00 以降	3	1	3	1	0	0	4	0	10	8	11	8

昭和55年3月鹿大教育学部社会調査実習調
(小・中学生のいる農家50戸の面接調査より)

ト、応接セット、ベット、ステンレス流し台においては、農家の方が普及率が遅れていた。この費目の普及率の上昇は、住宅の増改築と密接に結んで進行していったのである。更に、電機掃除機などの家事労働軽減などの家庭電気製品も農家の方が著しく普及が遅れていた。ステレオ等の文化的電気製品も同様である。農家への耐久消費材の普及は、農家の生活様式が大きく変化していく中の出来事である。それは、やとわれ兼業収入の増大、更に都市の文化の一方的な農民への浸透によって、もたらされたものである。そこには、耐久消費材購入、住宅の増改築などが先行しての農家の多就業化が進み、高額な収入を見込んでの危険なやとわれ兼業や過重労働の存在があったことを忘れてはならない。このような意味から、生活水準の向上を農家世帯の全生活時間や労働の実態などからみていくことが必要である。つまり、ステンレス流し台や電子レンジの近代的台所や豪勢な応接セットや家具等に囲まれて生活していても、出稼ぎや日雇いなどで危険な労働を強いられ、家庭でのゆっくりした余裕のない生活で、また、将来的にも安定性のない就労で果して豊かになっているのであろうかという疑問があるからである。

農家の家族労働時間は、家族労働力状態と專業別によって大きく異なっている。表(5-34)に示すように、59歳以下の男子のいる農家において、第一種兼業農家の方が、專業農家よりも1216時間多くなっている。ところが、自家農業労働時間は、專業農家の方が、545時間多いにすぎない。家族員数の差は、ほとんどなく、家族の労働時間の多くなった原因は、兼業によってであることがわかる。更に、第二種兼業農家になると、更に、家族の労働時間は増大していく。

鹿児島県出水郡野田町において、農家世帯が80%以上を占める部落の中で、小学生と中学生のいる農家を50戸選び父親の生活時間を調査したが、そのまとめたものが表(5-35)である。この表より父親については、專業農家の場合、第二種兼業農家に比較すると、農繁期は、明確に起床時と仕事に出かけるときが早く、帰宅の時も遅くなっている。また、第一種兼業農家は、專業農家に近い傾向を示している。冬の生活時間は、專業農家の場合、仕事に出かける時間は遅く、また、帰宅の時も早くなっている。しかし、第二種兼業農家の場合、冬の生活時間に大きな変化がみられない。つまり、季節によっての生活時間は、大きな変化がみられない。

母親については、父親ほどに季節性がはっきりあらわれてこないが、專業農家の場合、生活時間との季節性がみられる。仕事に出かける時間、帰宅時は、父親と同じである。

この調査した農家は、通勤時間が比較的短かく、30分以内になっている。これは、町内や近隣市町村に雇用機会があるためである。母親も兼業に出ている世帯も多く、農家の多就業化がみられる。母親が働いている19戸の兼業農家の就労働機は、日常の生活費を得るため13戸が最も多く、借金返済(13戸)、老後の生活の貯え(4戸)、自分の自由な収入を得るため(4戸)、農業労働時間が減少したため(4戸)、育児時間が減少したから(4戸)、家の増改築(1戸)、結婚前からの継続(1戸)をあげている。ほとんどが、今後とも農外就労を続けて行きたいとしている。農外就労しての成果は、家計補助としてよかった(13戸)、社会的視野が広まった(5戸)、いろいろ仲間ができた(4戸)、自分の能力を生かすことができた(2戸)、自分の自由になるお金ができた(2戸)

表（5-36） 農家の借入金等の金融機関利子状況（全国1戸平均）（単位：千円，％）

		51年度末	52年度末	53年度末	54年度末	55年度末
借 入 金	普通貸出	320.3(28.2)	297.3(23.7)	310.5(21.8)	341.8(21.8)	398.7(22.2)
	農家近代化資金	157.7(13.9)	196.7(15.7)	213.4(15.0)	216.5(13.8)	227.8(12.7)
	その他の制度融資	46.3(4.1)	67.0(5.1)	600.0(4.2)	64.6(4.1)	76.9(4.3)
	その他の系統融資 資	62.5(5.5)	78.2(6.2)	120.5(7.8)	117.8(7.5)	133.1(7.4)
	計	586.8(51.7)	639.2(51.0)	694.4(48.9)	740.7(47.2)	836.5(46.6)
	財政資金	157.6(13.9)	175.7(14.0)	202.3(14.2)	231.2(14.7)	270.4(15.1)
	一般市中銀行等	38.7(3.4)	138.5(11.7)	184.2(13.0)	221.9(14.1)	268.9(15.0)
	簡易保険・生命保険	5.3(0.5)	3.6(0.3)	5.3(0.4)	6.7(0.4)	7.8(0.4)
	個人	32.5(2.9)	34.1(2.7)	33.3(2.3)	39.9(2.5)	46.5(2.6)
	その他の団体等	191.2(16.8)	138.2(10.5)	169.3(11.9)	177.8(11.3)	199.1(11.1)
計	1,012.1(89.2)	1,129.3(90.2)	1,288.8(90.7)	1,418.2(90.4)	1,629.2(90.7)	
買掛未払金	122.6(10.8)	122.9(9.8)	132.5(9.3)	150.7(9.5)	166.5(9.3)	
合計	1,134.7(100.0)	1,252.2(100.0)	1,421.3(100.0)	1,568.9(100.0)	1,795.7(100.0)	

資料：農林水産省「農家経済調査」，55年度は同省「農林水産統計速報」による確報値。

(注) 1. ()内は構成比。不究合は四五入による。

2. 借入金の銀行等には相銀・庶民的公庫および金庫等を含み，その他には頼母子講，貸金業および質屋・生命保険等を含む。

表（5-37） 農協貸出金（除く農林公庫・金融機関）の種類別残高の推移（単位：％）

	構 成 比				
	35	40	50	54	55
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
長期	24.6	45.3	64.9	68.2	68.0
近代化	...	12.3	8.5	9.2	8.4
災害	14.3	2.5	0.3	0.5	1.1
普通長期	10.3	30.4	56.2	58.5	58.4
うち住宅	15.5	17.4	17.2
短期	75.4	54.7	35.1	31.8	32.0
員内	...	96.6	91.1	92.9	92.8
員外	...	3.4	8.9	7.1	7.2
うち市町村	...	2.0	3.1	2.8	2.6
公社団	3.5	2.7	2.7

(注) 農林中金調べ

ことをあげている。一方、家事については、子供がしてくれたり、スーパーなどで出来上がったおかずが買えるので不自由はあまりないと答えている。しかし、PTAなどの行事や子供の世話ができないことを悩みとして、多くの婦人があげている。

父親が兼業している農家は、50戸のうち34戸占めているが、農業では生活できなくなったということも含めて日常の生活費を稼ぐための必要からとするのが多い(25戸)。母親のやとわれ兼業の理由と異なった回答がみられたのは、結婚前からの継続(8戸)、借金返済(6戸)、家の増改築(4戸)、自分の能力を生かすため(4戸)である。母親の農外就労の理由であげられていた自分の自由な収入を得るため、老後の生活の貯えの理由はあげるものなかった。父親、母親ともにやとわれ兼業の主たる理由は、日常生活費を得るためであり、借金返済、家の増改築のためとするのも決して少なくない。農業経営がうまくいかず、止むを得ずやとわれ兼業とする消極的兼業層は少なく、多くは、積極的に生活のためにやとわれ兼業としている。

表(5-36)に示すように、農家の借入金先は、農協が大きな比率を占めているが、しかし、一般市中銀行の伸びも見逃せない。また、農協の場合も、農協普通貸出が増加しているが特徴的である。農業近代化資金や制度融資資金の伸びは大きくない。総合施設資金や農地等取特資金の伸びも同様に大きくない。

表(5-37)に示すように、農協貸出金の種類は、長期の形態が急速に比率を増大させてきている。その長期の内容は、近代化資金以上よりも普通長期になっているのである。ここには、住宅、乗用車、耐久消費材のための借入額が大きく占められていることを無視できない。農業生産と結びついた近代化資金の構成は相対的に低下して、生活費も含めての一般普通貸出しが増大しているのである。

農協組合勘定制の発達している北海道農民は、営農の収支記帳ばかりでなく、家計費まで農協に管理記帳され、個々の農民は、家計費の実態を自から把握することを出来なくさせられている。ここでは、個々の農民の家計管理が全く放棄されている状況が数多くみれる。このような中で、農民の割賦購入クレジットカード・チケット販売は見逃せない。とくに、農協がそのための大きな役割を課している。表(5-38)に示すように、北海道では、1578億近くの利用があり、農協が実にそのうちの85%を占めている。信販会社は、わずか15%にすぎないのである。

消費者信用取引は、都市、農村においても大きな問題になってきている。農村の場合は、農協が大きな位置を占めているのも1つの大きな特徴である。国民生活審議会消費者政策部会報告「消費者政策の新しい課題」の答申での消費者信用取引適正化の基本課題としての消費者啓発の促進の課題は、次のようにのべられている。

「消費者信用の形態は多様化しているにもかかわらず、消費者は、一般的に、消費者信用取引に関する経験に乏しく、信用利用の決定、選択等に困難を感じる場合が多い。このため、一時の便宜から将来重い負担に苦しむことのないような金利、弁済方法、その他の契約条項、契約書・約収書の保存、債権者の督促手段、生活設計等について消費者啓発を促進するとともに、消費者信用に関

表（5-38） 北海道における割賦購入クレジットカード・チケット利用の推移

（単位：千万円）

	50	51	52	53	54	55
計	5,509	8,360	9,669	11,673	13,741	15,782
協同組合	4,490	6,997	7,986	9,865	11,507	13,438
信 販	1,019	1,393	1,683	1,808	2,234	2,344

札幌通商産業局編「昭和56年度版目でみる北海道産業」58頁より

する比較情報の拡充により消費者選択等に資する必要がある」³⁸⁾。

この課題は、都市住民ばかりでなく、農村住民も大きな課題になっている。とくに、農協の事業推進活動や商社の販売活動が農村の血縁地縁関係を利用している状況の中では、農民の生活設計に基づいての商品購入の条件が奪われがちである。

（2）農村の高齢者問題と過少消費 ——鹿児島川辺郡坊津町の事例——

過疎地における高齢者の多くは、中高年齢失業層、障害者層とともに、社会保障の立ち遅れの中で、現代の過少消費層の典型になっている。都市において、失業や病気などの理由によって生活が困難になったものが、農村へと逆流している事実を無視してはならない。つまり、都市で作られた生活矛盾を背負って農村への逆流である。とくに、都市での住宅費や日常生活費の高騰はそれらにより拍車をかけている。家庭菜園的なわずかながらの自給的な食糧の確保や低価な住宅の獲得として、故郷へと最低生活維持の為のUターンが進行していくのである。ここでは、鹿児島県の典型的な過疎町村坊津町において、農村の高齢者の過少消費の実態を明きらかにする。具体的調査部落として、高齢者世帯が支配的なA部落と青壮年、子供達と各世代層が一定の割合で形成している部落で、やとわれ兼業地帯のB部落と2つを選んだ。この調査は、昭和58年7月鹿大農業経済・鹿大教育社会学農村調査実習による。

表（5-39）に示すとおり、A部落は70歳以上が26.0%、65歳～69歳11.8%、60歳～64歳6.3%と60歳以上の人口の占める率は、44.1%となっている。また、30歳以下は、18.9%ときわめて低率になっている。1人暮らしの世帯は、37.7%である。なかでも女性の1人ぐらしが多く、1人暮らしの全体の約8割を占めている。

表（5-39） 年齢別人口構成

		0～15	16～30	31～40	41～59	60～64	65～69	70～	計
B 部 落	実 数	55	38	29	46	20	10	22	220
	割 合	25.0	17.3	13.2	20.9	9.1	4.5	10.0	100.0
	1人ぐらし	—	—	—	1	3	1	4	9
A 部 落	実 数	11	13	9	38	8	15	33	127
	割 合	8.7	10.2	7.1	29.9	6.3	11.8	26.0	100.0
	1人ぐらし	—	—	—	7	1	5	10	23

昭和57年10月1日 住民台帳より集計資料作成坊津町役場

表 (5-40) 農 家 就 業 状 態

(単位：%)

	総農家数	農 家 率	2 兼 農 家 率	農家人口 65歳以上	農業就業 人口65歳 以上(男)	専 業 農 家 率	農家専従 者なし	女子だけ 農業専従
B 部 落	45戸	72.6	63.0	16.2	21.3	22.2	57.8	20.0
A 部 落	37戸	61.7	35.1	40.4	41.5	48.6	35.1	54.1

昭和55年農業センサス

B部落は、1人暮らしの世帯は、14.8%である。年齢別の人口構成は、15歳以下25%、65歳以上の高齢者層14.5%ときわめて低い率になっている。表(5-40)に示すとおり、B部落は、やとわれ兼業を中心にして生計をたてている地域であり、A部落は、年金収入によって生計をたてている地域である。農業は、両地域とも自給的な食材確保の性格が強いが、一部には、農業によって生計をたてている層もある。1980年の農業センサスによれば、基幹男子農業専従者率は、A部落7.7%、B部落10%である。

高齢者世帯の生活水準は、年金の内容に大きく左右されていることはいままでもない。坊津町全体として、国民年金の繰上率は昭和56年調71.8%であり、隣の枕崎市56.8%と比較すると明らかに高率になっている。その繰上申請も60歳に出すものが数多くあり58%になっている。A部落の場合、福祉年金受給者が16名で、そのうち老齢福祉年金が11名、障害福祉年金5名である。老齢国民年金は35名であり、母子国民年金1名、障害国民年金2名となっている。

B部落の場合、福祉年金11名で、そのうち障害福祉年金が1名であり、老齢国民年金31名、障害国民年金2名である。

老齢福祉年金は、昭和58年時において、一律年額約30万であるが、しかし、老齢国民年金の場合は、繰上年数と他の年金と加算しての通算国民老齢年金等の形態があり、金額は必ずしも一定していない。B部落において、老齢国民年金35万代は3名にすぎない。A部落においても35万代6名、37万代1名、38万代1名にすぎない。多くは、福祉年金額と同じ程度の額が、それともそれ以下の額である。

高齢者の1人ぐらしの場合、年額30万程の収入で生計をたてている事例が多い。子供からの仕送りは定期的でない場合が多く、ボーナスの時期に送ってきている。その見返りとして、自分の作ったポンカン等を贈っているケースが多い。

A部落のいくつかの事例を紹介しながら高齢者の多い部落の過少消費の実態を紹介していくことにしよう。

30万程の老齢年金のみによって1人ぐらしをしているIHさんは今年77歳。農業は自分のたべる野菜を作る程度である。親類はこの部落にいないので、家がこわれたり、また日常的にも時計が止ったりすると大変困ってしまう。近所の人には、気がねして頼むことはできない。当家では、かつて下の部落(漁村)とも交流があり、漁業労働も従事していた程であるが、定置網で魚のとれたときの分配はない。A部落では、下の部落の親類が多く、定置網にいったときは、とれたなかから漁

師は、もらってくることになっている。漁師は、自分の家で食べきれないので、親類や近所に分けている。そしてもらった方は、盆と正月にお礼をしたり、また、普段は、野菜等を分けたりしている。IHさんは1人ぐらしで親類もいなくなったということでこの分配にあずからない。自分で作っている野菜以外は購入しなければ食料品はない30万程の年金だけの収入であるので、出きる限りきりつめた生活を強いられている。1ヶ月2万5千の生活であるので、ガス代電気代の節約から部落のつき合いまでおさえている。年寄りの寄り合いとかお茶飲み会、ゲートボールも出席せずテレビが唯一の楽しみで家の中でじっとしている。冬の寒いときは、買い物もいやだし、1人でいると食事もしないときもあるとのこと。病院に行くときは、1人でバスに乗っている。1人暮らしで厚生年金収入が80万程あるON（70歳）さんは、農業、仕送り収入はないが、病院や買い物に行くときは、近所の人に車にのせてもらっている。そのお礼として、1回3千円を出している。生活に多少とも余裕のある高齢者の場合は、乗用者の相乗りが可能になっている。さき程のIHさんは、生活保護費を望んでいるが、鹿児島市内に息子がいるということで断われている。生活保護をもらっている世帯に対して、自分より生活がぜいたくだとしている。

息子、娘からの仕送りの額も高齢者にとって重要な収入源になっている。また、仕送りができない娘達も衣服も送っている事例もいくつみられる。1人ぐらしの高齢者にとっては、息子、娘からの便りが大きな楽しみである。とくに、帰省するという便りのときは、会える日を楽しみに待ち続けるのである。

自分達でグループを作って、旅行の積立てをしている高齢者の事例もみられて。じゃがいもを共同で植えて、その収入で積立てしている仲良し会という高齢者のグループもある。しかし、メンバーの高齢化が一層進むなかで、運営がむずかしくなり、事実上現在は解散のようになっている。

高齢者のなかには、年金や仕送り収入だけでなく、自分で労働を継続して、収入を得ているのもみられるが、これは、肉体的に年齢の問題と大きくかかわっている。OM（73歳）さんのように、じゃがいもを作ったものを魚屋をつうじて枕崎の市場に出してもらい、現金を得たりしている。このような事例は、作物は異なるが数多くみられる。77歳のYTさんは、夫婦2人ぐらしであるが、グラジオラス等々の花より30万、ポンカンで5～6万の収入をあげている。多くの高齢者は魚屋をとおしてや庭先などの少額販売も含めて一般とは異なる販売ルートを工夫しながら現金収入を得ている。低額な年金収入のなかで、これらの少額販売は、高齢者にとっての大切な生活源でもある。

71歳のOKさんのように、積極的に竹細工の技術を生かして年額50万程の収入を得ている高齢者もいる。また、このOKさんは、農業もポンカン、フリージャ、菊などを植えて50万円程収入を得ている。部落内の農業衰退を高齢者が年金依存生活をしているためとする。

64歳で2人暮らしのOYさんは、グラジオラス、夏菊、ポンカンなどをして60万程の収入をあげているが、50代のときは、大阪に毎年出稼ぎに出て生計を補充していたとのこと。高齢化にともなって農業と年金によって生計をたてている。

69歳のKSさんは、一昨年愛知県から転居してきた両耳聴損失の病気の娘さんと長男家族四人ぐ

らしてであるが、11年前大阪で離婚して長男が子供を連れて帰郷している。現在は枕崎で、タクシー会社の運転手として生活している。今後は、身体障害の娘を残していくことが不安であるとのこと。

この部落には、60歳未満の障害福祉年金3名、障害国民年金2名おり、そのうち昭和10年前後生まれが4名である。46歳のOKさんは、25歳のときから腸膜炎によってろうあになり、現在兄さんと2人ぐらしである。兄さんは、関西で坊津町出身の工場経営主のところで神経系の事故にあったが、労災認定、退職金ももらわずUターンしてきている。障害をもっている妹さんが日雇いに出て生計をたてている。生活保護を申請しているが認可されていない。

生活保護についての部落の人の考えは、様々である。子供達の恥になるということで、どんなことがあっても申請したくないという人や保護をもらって生計をたてている人を羨んでいる層や当然の権利として積極的に申請している層など様々である。生活保護を認可しているのは、現在A部落で6世帯あるが、その認可の運用は、高齢者にとってきびしいものになっている。収入の問題だけでなく、財産、子供の仕送り能力状況などが問題にされるからである。夫が死亡してやむなく生まれ故郷に帰ってきたというTさんは、遺族年金、母子年金で生活している。Uターンしてきたとき全額自己資金で住宅をたてているが、本当は都会で生活したかったと言っている。長男が大学生であり、将来はこの部落を出たいとしている。

ところで、もう一方の各年齢層一定の割合で人口構成のあるB部落は、2つの氏によって成り立ち、村落の結びつきも強く、隠居慣行制と娘家族のUターン層をも含めての多数のUターン層によって部落の活気がとりもどされている地域である。しかし、Uターン層は決して積極的な農村志向として帰郷したものではなく、都市での失業、病気が原因になっている場合がみられる。

76歳のTさんは、息子から独立をしての隠居分家で自家用の野菜とポンカンを作っているが、娘さん夫婦が昭和58年3月に大阪から帰郷している。理由は、夫婦とも体が悪いということからである。夫は病気退職している。帰郷して家の改築を200万で行い母親と一緒に住めるような家の構造にしている。夫は、来年から厚生年金が支給される予定であり、退職金で現在生活している。

61歳のSさんは昭和53年に失業してUターンしてきている。針、あんまで月3万円程度の収入で生活している。自給用として1反程野菜とカンショを植えているが、農業収入は全くない。健康面を考えて畑仕事をやっている。兄弟、従兄弟もいるが、あまり近所との日常的つき合はしていない。今後の生活不安としては、年金のみしか収入のあてがなくなるのではないかということである。

NSさんは、73歳の高齢であるが、3男が病気で戻ってきたことと長男夫婦が亡くなり高校生の孫の面倒をみなければならなくなっている。子供は息子3人であるが、次男の消息は全くわからないとのこと。年間30万の年金と生活保護で生計をたてているが、生活はきりつめるだけきりつめており、家族が自由に使える現金が全くない状況である。部落内の会合、お歳暮等の交際費は使うことが出きない。とくに、高校2年のお孫さんは、小使いがほとんどなく不自由している。

1人ぐらしになったために娘夫婦が父親または母親のめんどうをみるためUターンしてきている事例も見逃せない。60歳以上の草野部落の1人ぐらしの多くは、隠居慣行で息子夫婦が近くにいたり、また、娘夫婦がUターンしてめんどうをみたりしている。しかし、娘夫婦のUターンもすべてが都市での生活で順調なゆとりのある生活をしていたとは限らない。

母親の家の近くに長男、次男と家建てて、3つの世帯が1つの生活共同体として日常生活をしているIH家は、自営的農業をお母さんがしている。息子家族は、共稼ぎで、日曜日に手伝いをしている状況である。3家族の自給のための稲作と野菜を作っている。米は母親からの配当で4ヶ月間位自給できるとのこと。1人ぐらしのお母さんには、毎月1万円の小使いとボーナス時に2万円と衣類を兄弟でそれぞれあげている。血縁関係の相互扶助は、B部落において強くあらわれているが同時に積立講のグループや共同でカンショを植えて、その収益を積立している未亡人会などの相互扶助のグループも見逃せない。これらのグループは、旅行や懇親などの費用が主たるものであるが、生活資金のための相互扶助もお互いに了解し合っている。

B部落の高齢者の過少消費は、収入源は国民年金が主たるものであり、A部落と同じであるが、しかし、息子、娘達が近くに住んで扶助をしているのが異なるところである。高齢者は、生計単位としては、独立しているが、そこに、血縁的な相互扶助が物質的にも精神的にもあるのである。

- 1) 吉野正治「生活様式の理論」光生館66頁，1980年
- 2) 前掲書92頁—93頁
- 3) 大河内一男・籠山京「新版家庭経済学」光生館10頁—11頁，1970年
- 4) 前掲書12頁
- 5) 伊藤セツ「家庭管理学（論）の系譜」宮崎礼子・伊藤セツ編『家庭管理論』有斐閣新書236頁，1978年
- 6) 大河内一男・籠山京前掲書70頁
- 7) 前掲書71頁
- 8) 前掲書71頁—73頁
- 9) マルクス・杉本俊郎訳「経済学批判への序説」『経済学批判』大月書店国民文庫281頁
- 10) 大河内一男・籠山京前掲書73頁—74頁
- 11) ジョージギルダー・斉藤精一郎訳「富と貧困」日本放送出版会112頁，1982年
- 12) マルクス「前掲書286頁—287頁
- 13) マルクス「資本論第一巻第2分冊」大月書店660頁
- 14) 前掲書660頁
- 15) 大河内一男・籠山京前掲書65頁
- 16) 岩田正美「現代の生活と貧困」江口英一編『社会福祉と貧困』法律文化社49頁，1981年
- 17) 真田は「国家独占資本主義と国民の消費生活の諸問題」科学思想誌 No. 35，1980年1月号79頁
- 18) 真田は「現代の生活様式と社会保障」小倉襄二・真田是編『地域のくらしと社会保障』法律文化社24頁1978年
- 19) 籠山京「農家の家計」籠山京・江口英一他共著『三訂新家庭管理学』光生館111頁，1982年
- 20) 井原哲夫「生活様式の経済学」日本経済新聞社185頁，1982年
- 21) 吉田喜一郎『『現代の土間で』で定食圏を構想せよ』技術と普及誌，昭和56年8月号38頁
- 22) 大河内一男・籠山京，前掲書43頁—44頁
- 23) 籠山京「生活時間と家事作業」籠山京・江口英一他共著『三訂新家庭管理学』光生館155頁

- 24) 前掲書165頁
- 25) 田端光美「日本の農村福祉」勁草書房118頁～119頁, 1982年
- 26) 前掲書125頁～128頁
- 27) 前掲書134頁
- 28) 農林水産省「昭和57年度農業の動向に関する年次報告」農業と経済誌別冊昭和57年度「農業白書の徹底分析」富民協会・毎日新聞社135頁
- 29) 食生活研究会「農家の食料消費構造の変化に関する調査分析」農林統計協会 8頁～26頁, 1977年
- 30) 大河内一男・籠山京前掲書50頁～51頁
- 31) 鞍田純「農村生活論」明文書房69頁～70頁, 1979年
- 32) 農文協文化部「生活の主張」農山漁村文化協会170頁～174頁, 1978年
- 33) 鞍田純前掲書171頁
- 34) 前掲書174頁～176頁
- 35) 前掲書183頁
- 36) 日本農村生活研究会東北支部編「むら と農村生活の新展開」明文書房31頁～36頁, 1981年
- 37) 若井武行「産直が農業と生活の仕方を変えた」地上誌昭和56年8月号, 家の光協会, 194頁～202頁
- 38) 国民生活審議会消費者部会報告, 経済企画庁国民生活局「消費者政策の新しい課題」大蔵省印刷局42頁

あ と が き

本巻(その5)で「農民の賃労働者化と農民教育の課題」は終了する。終章の「農村住民の貧困化論—学習保障と社会教育計画との関連で一」は、別途に発表する予定である。

本稿のシリーズは、1970年以降の農村住民の貧困化を農民の賃労働者化という視点から分析し、そこに内在する社会教育の課題を明きらかにしたものである。

第五章「農村生活の都市化にみられる社会教育の課題」は、農村消費生活論の再検討から始め、具体的な調査研究として、鹿児島県出水郡野田町と鹿児島県川辺郡坊津町を対象とした。両調査地とも鹿児島大学公開講座「地域社会と農業・農民」の実施地である。大学公開講座は、単なる住民へのサービス活動としてではなく、大学の教育と研究の内的な延長として実施されねばならぬという理由から、公開講座にあたっては、講師団と地元との交流、調査研究、学生実習を実施している。地域に開かれた大学には、学生も含めて、大学人個々の変革が地域住民との関連で要求されている。本研究は、農村住民、役場職員、農協職員、教師等の専門労働者の多大な協力のもとになっている。本稿が農村住民の生活向上のために少しでも役に立てば幸いである。農村住民、関係諸氏の御教示を期待している。

(1983年10月15日)